

平成30年12月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成30年12月10日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成30年12月10日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副町長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育長	川井 正一	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成30年12月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成30年12月10日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第 1、一般質問を行います。
一般質問は、通告順とします。
9 番、松浦隆起君の発言を許します。

9 番（松浦隆起君）

おはようございます。9 番、松浦隆起でございます。通告に従いまして本日も 3 点、質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは 1 点目に、森林環境譲与税の対応等についてお伺いをいたします。来年度より譲与が始まる予定になっております森林環境譲与税の使途も含めた対応について、自伐型林業の取り組みなど、現在の森林管理の状況も踏まえながらお聞きをしたいと思います。

高齢化などで手入れが行き届かずに放置をされました私有林の増加が問題となる中、本年の 5 月 25 日、森林を適切に管理をし、林業の振興や地球温暖化対策、防災に生かすなどを目的に、新たな法律であります森林経営管理法が可決をされ、成立をいたしました。来年の 4 月 1 日に施行され、新たな森林管理のシステムがスタートいたします。

この森林経営管理法は、森林所有者の管理責任を明確化し、意欲と能力のある林業経営者や行政が適切に管理できるようにするものでありまして、所有者不明の森林整備も含めた管理システム、森林バンクを創設することが柱となっております。所有者が、高齢化などさまざまな理由により森林を管理できない場合、市町村が委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に森林管理や経営を再委託し、業者が管理する森林の規模を拡大し、林業振興を後押しするものがあります。

なお、所有者が不明の場合は、関係者への聞き取りなどを経て、一定期間内に所有者から申し出がなければ、市町村が管理権を取得するというふうになっております。

この日本は、世界有数の森林国でありまして、森林の面積は国土の 3 分の 2 に当たる約 2,500 万ヘクタール。ただ、この森林は適切な管理が行われなければ荒廃をし、土砂災害が発生しやすくなるほ

か、二酸化炭素の吸収力も低下をされると言われております。

国内の木材自給率は 2002 年には 18%まで落ち込んでおりましたが、2016 年には 35%まで回復をしておりまして、林業の成長産業化へ森林資源の有効活用が現在、求められているところであります。

このため、この管理法では管理されていない森林を市町村が特定し、所有者などの同意を得た上で所有者への収益還元の仕組みなどを盛り込んだ計画を策定するよう規定をしております。この計画をもとに、市町村は意欲のある担い手に管理を再委託する一方、経営に適さない森林などは市町村が管理をするとされております。この管理費については、本日お聞きをいたします森林環境税の一部を充てる方針であります。

先日、高知新聞に、この森林経営管理法についての県下 34 市町村を対象にしたアンケートの記事が載っておりました。31 市町村が、この事業を進めるに当たって、不安、少しは不安、という回答がありまして、30 市町村は、担当職員の不足、という回答でありました。その中で、本町と大豊町は、この管理法の法施行について、不安はないという回答でありました。これまで、私も何度かこの自伐型林業のあり方について、さまざまな角度で質問をさせていただいております。

ですから、その進め方についていろいろな意見を持っているというのは確かではありますが、ただ、国がこういった形で森林を守り育てていく、国を挙げて進めていく施策をしっかりと打ち出した方針の中で、本町がそれに先だって、佐川町が森林に対する独自の事業を立ち上げ、その方向性が国の方向性とほぼ一致をしてきているということは、評価をされることではないかと個人的には思っております。

そういった点から、不安はないという回答になられたのではないかと思います。逆に、不安があるというふうに回答をされておられましたら、逆に、個人的ですが、私のほうは不安になると。これまでこの自伐型林業を通じて山の管理というものを行っていくんだと 50 年先、100 年先という話、その提案を受けて議会として予算を賛成をし、通してきた。そういったことから当然、ある一定程度、不安はないということになるのではないかというふうに言えます。

それは余談として、まずこの森林経営管理法について、先ほども言いましたが、不安はないということですが、これから先の人員的

なものも含めて、本町として、まずこの今後の見通しについて、町長にまずお伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。また、松浦議員には、この5年間の取り組みにつきまして、一定評価をしていただけてるということでお言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。松浦議員の御質問にお答えしたいと思います。

高知新聞でも、アンケートがありました。私のほうでは、不安はありませんということでお答えをさせていただきました。この5年間、地道な取り組みであったかと思いますが、確実に山の管理をするためには何をしなければいけないか、林業振興を図っていくためにはどうしなければいけないか、ということを考えてやってまいりました。

佐川町の森林の管理につきましては、小規模な林業、自伐型林業の形式で、持続可能な森林経営を行うということで取り組みをしてまいりました。50年100年後にすばらしい山ができあがるということを目標にですね、やってまいりました。

これまで5年間の取り組みをやってきました、さらに来年度から大幅に何か組織を変えてとかですね、そういうことは考えておりません。今の陣容で来年度以降も継続をして、新しい法のもとですね、森林環境譲与税いただきながら、しっかりと今の取り組みを継続をしていくということで、国の目指すその森林管理ですね、これは佐川町ではできるというふうに思っておりますので、これまでの取り組みを引き続きしっかりと継続していくということを、今考えております。以上です。

9番（松浦隆起君）

わかりました。それでは次に、森林環境譲与税の対応についてお伺いをいたします。この森林環境譲与税とその財源のもととなる森林環境税は、森林整備等のために必要な費用を国民一人一人から広くまた等しく負担を分任をして森林を支える仕組みでありまして、平成36年度より森林環境税というのが課税をされます。これは35年まで東日本大震災を受けての、今、均等税の引き上げ分、これが終了した後ということだと聞いております。それを財源とする都道府県、市町村へ森林環境譲与税の譲与は、課税に先行して、来年度

平成 31 年度から、この譲与税の交付が始まると。

この譲与税の額の基準となるものは、私有林人工林面積、それから林業就業者数、それから人口でありまして、3 年から 4 年単位で、徐々にこの譲与税の額も増加をされる仕組みになっております。国全体の資産が約 200 億円から年間 600 億円程度になっていくというふうにされておりますので、各自治体の譲与税も、初年度の 3 倍程度の額まで徐々に増額をされていくのではないかと思います。

この森林環境譲与税の用途は一定定められておりまして、主に間伐や路網といった森林整備、それから人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などが挙げられます。そこで、本町において、この譲与税をどういった活用を考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

また、お構いない範囲で、示していただけるのであれば、譲与税の額というものがある程度わかっておられましたら、お示しいたければと思います。お願いします。

産業建設課長（田村正和君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えをいたします。森林環境譲与税についての御質問をいただきました。まず、森林環境譲与税、来年度から譲与が始まりますが、この譲与税につきましては、高知県の独自のシミュレーションによりまして、来年度からは、まず 3 年間で 800 万円。その後段階的に増えていきまして、15 年後からは 2,600 万円となる予定になっております。

それから、来年から入ります譲与税の使い道ということでございますけども、先ほど町長が言いましたとおり、既に佐川町で行っています具体的な取り組みとして、所有者にアンケートをとっております。それを継続して行っていくわけですが、当町としましては、そのアンケート、意向調査のアンケート費用、それから森林整備の費用、それから担い手育成のための林業の研修ですね、それからウッドスタートをしておりますけども、誕生祝い品や木のおもちゃ設置による木育等への使用を考えているところでございます。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

わかりました。当初は 3 年間は 800 万円で、徐々に 1 千万台になり 2 千万台になるということですから、これ累積をすると、億単位になってくるというふうに思います。それを踏まえた上で次に行き

たいと思いますが、先ほども申し上げましたが、この譲与税の使途というのは、今さまざま、課長からも考えておられる使い道のお話ありましたが、各自治体におけるこの森林経営管理の係るものとされておりまして、ある程度一定縛られたものになるのではないかと。それは否めないと思いますが、ただ逆に言えば、本町の森林の持続的な管理を行う財源として、新たに交付をされるわけです。当初は800万円と額が少ないわけですが、これをいかに価値的に活用していくかという点がある意味、自治体の腕の見せどころではないかなというふうに思います。

冒頭でも申し上げましたが、この森林経営管理法に基づけば、まずは森林所有者の意向調査を行う。今、課長からもありましたが、これが第一ステップだと思います。本町は既に山の集約作業というものに取りかかっておりまして、この点についてはある程度進んでいるのではないかと思います。ただ、面積が広いためにかなりの時間を要すると思います。ですから、担当の方ともお話をお聞きをしましたが、ある意味、国土調査と同じようなそういう形で、数年で終わるというものではなくて、かなりの時間がかかる、またそれだけの人員を要するというふうに思います。

その集約ができたところから、今も本町は行っているわけですが、森林整備を行っていくと。この作業を行ういわゆる人材、今課長からもありましたが、担い手が本町においてもこの先ずっと集約をして作業をするというところを見据えたときには、まだまだ足りていない状況ではないかというふうに思います。

そういった点を考えたときには、以前も、自伐型のときに質問で申し上げましたが、自伐型だけではなくて、ある意味本当の自伐林業、1人でも多くの自伐林家、自分の山を自分が行って、自分の田畑を管理するように管理をしてくれる。そういう林家を増やすことも、自治体側の担い手を委託をしてというところをカバーする意味でも、そういう方を1人でも増やしていくことも非常に大事な点ではないかというふうに思います。

その意味からも、そういった森の学校的な、何か自治体独自の環境税を使った林家の養成塾というものを立ち上げたり、またこの自伐というものの啓発に向けて、広報などを行う。もっと積極的に自分の山を管理しませんかと、それをわかりやすくやってみようかなという形で啓発を行うというのも、これからこの森林経営管理が始

まっけて行っていく上では大事じゃないかなあというふうに思います。それを、この譲与税を活用する形で行っていただければと思っています。

また、この譲与税は基金化をすることも国が認めておりますので、計画的な事業を行うためにある一定、その基金の創設というのも検討していただいて、できれば基金化して、ある一定の固まった事業を、その基金で行っていくということも非常に大事な点ではないかなと。

ふるさと納税のあの基金、ここで提案をさせていただいて、基金化ができたわけですが、かなりの額が今、積み上がっておりまして、積み上がってくると、1つの大きな何か事業を行うことができるということになりますので、ぜひこの点も積極的に検討していただければと思います。

以上の点についてお考えをお聞きをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。松浦議員のおっしゃいますように、森林環境譲与税の使い方また担い手の育成、幅広い視点でですね、考えていく必要があるかなあというふうに思っております。これまで、5年間の間では、佐川町内にお住まいの山を持たれている方向けに研修、自伐型林業の研修を行ってまいりました。その中から4名の方が、今、自分の山で自伐林家としてですね、活動をされております。今後も、そのような取り組みは継続して続けていきたいなあというふうに思っております。

それとあわせて、小学校から中学校、できれば高校までですね、やっぱりこの地域の、ふるさとのことをしっかり学んでいただくふるさと教育の取り組みを、しっかりと地に足が着いたものにしてですね、この地元で生まれ育った子供が将来、山の仕事をやってみたいと言ってもらえるようなそんな教育、そんな環境もあわせてつくっていききたいなあというふうに思っております。

また、今、ことしからですね、広く、佐川町の住民の皆様向けにも、やはりこの林業の取り組みを、しっかり情報発信をしていきたいということで、今、広報での情報発信とあわせてですね、シンポジウムの開催なんかも、したらどうかということで検討もあわせてしておりますので、やはり広い範囲で、幅広く住民の皆様にご理解をいただいてですね、御協力もいただけるようなそんな取り組みに

していきたいなというふうに思っております。

最後になりますけど基金化の話につきましては、当面はですね、800 万ほどの譲与税になります。今は地方創生の交付金も充当して進めているこの森林の事業でありますけども、交付金もなくなってきましたので、この譲与税をですね、当面はしっかりと使わせていただいて、今後、今の試算ですと 2,600 万まで増えていく過程になっていきますが、その中で、しっかりと計画的に基金としてですね積んで、何か事業に向けて蓄えていったほうがいいという判断があればですね、そのときにはしっかりと基金化も含めて中長期的な視点で考えるように予算の執行をしていきたいなというふうに思っております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

ぜひ価値ある形で、最初は額が少ないですけども、これからずっと続いていく譲与税でありますので、価値的にこの佐川町の森また森林、木材、木を守るということの国が示されたことに基づいてしっかりと取り組んでいただければと思います。

この日本の森林全体のうち、約 4 割が戦後植林をされた人工林と。このうち 5 割が 2020 年度末には木材として活用できる適齢期を迎えると言われておりますが、ただ、8 割が手入れ不足で、人工林の大半が個人所有のために面積が小さい現状であると。今、集約作業、なかでも小さい面積を集約をしているということだと思っておりますが、このため利益がほとんど出ずに、適切な手入れが今までは行き届いてこなかったというのが現状でありまして、山に価値がないといったことでも出ていたと思っております。

本町はそういった中で、重要施策の 1 つにこの本町の山の木を守り育てるという事業を据えて、ほかの町村に先駆けて取り組んでおりますので、今回、国が逆にその後押しをしてくれるような、そういった形になってきているのではないかと。

ただ、その財源は、国民の皆さんから新たにお預かりをする税金でありますので、ぜひ、価値的な活用になるよう取り組んでいただけるようお願いをしまして、この質問については終わりたいと思います。

それでは、2 点目の質問に移らせていただきます。

防災対策についてお伺いをいたします。ことしは 4 月には島根県の西部で地震があり、6 月の大阪府の北部地震、また西日本豪雨と

言われる 7 月の豪雨、9 月に発生をした北海道胆振東部地震と、多くの災害に見舞われた年となりました。

幸い、本町は大きな被害を受けることはありませんでしたが、被災地の状況を見るたびに、備えの重要性というものを痛感をするところでもあります。この地震また豪雨、こういったさまざまな災害から避けて通るわけにはいきませんが、災害に見舞われた時に、その被害を最小限にとどめ、そして早い復旧復興を遂げるための備えというのは十分に取組んでおかなければなりません。

本町においても、この防災対策については、さまざまな角度から、今取り組んでいただいているところでございます。そういった中で、本日はこの災害用備蓄品についてお伺いをしたいと思います。

まず、現状の備蓄品についてお聞きをします。この防災用の備蓄品は、賞味期限を 5 年としているものが多いわけですが、定期的に、賞味期限があるために、それぞれの食品は入れかえる必要があります。この入れかえに際して、廃棄されることがあるとして、地方公共団体における災害用備蓄食料の有効活用というものについて、これは平成 28 年に内閣府防災担当、消費者庁、また消防庁、環境省連名で、都道府県及び指定都市宛てに通知が出されました。既に実施をしている地方公共団体の取り組みの事例を示しつつ、この備蓄食料の更新の際には、食品ロスの削減の観点から、備蓄食品の有効活用について検討するような通知が出されております。

以前もお聞きをしましたが、確認のために今一度お聞きをしたいと思います。この賞味期限を迎える備蓄食品、その切りかえ、どのようにその後の食品を有効活用されておられるのか、その割合、どれだけがそういう形で活用されておられるのか、まずその点についてお聞きをしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

おはようございます。御質問にお答えいたします。まず有効利用につきましてですけれど、水でありますとかアルファ米などについての食料品、これにつきましては賞味期限までが短い、こういうようなものにつきましては炊き出し訓練、あるいは学習会を開催する自主防災組織の方のほうに配布をさせていただいて御使用していただいております。

あと、その割合についてでありますけれど、済みません、ちょっと手元にどのぐらいの割合で、その分について消費したかというの

を持っておりませんので、その割合についてはちょっと調べまして後で報告のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

9 番（松浦隆起君）

わかりました。それでは関連してもう 1 点。現在、備蓄をされておる食料の数ですね。食料数、この備蓄量というのは、どういう災害、どれぐらいのレベルの災害を想定をして備蓄をされているのか、その数量ですね、何食分、何人分というに換算をされるのかもわかりませんが、それをお聞きをしたいと思います。

またその備蓄している場所、こういったところに備蓄をされているのか、あわせて教えていただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。まず想定についてですが、南海トラフ地震の L1、L2 の災害を想定してということになっております。その被害想定の人数につきましては、想定避難者数が 1,200 人分ということで考えております。前提といたしまして、発災後 1 日で道路警戒が完了すると。そして物資の救援があるということで策定しておりまして、1 日分の必要物品を備蓄するという考えであります。

その量につきましてでありますけれど、まず水につきましては 1 日 3 リッター、それで 1,200 人分ということで 3,600 リッター。そしてアルファ米、こちらのほうにつきましては 1 日 3 食掛ける 1,200 人分。それに、計画のほうで 1.2 倍というふうに計画をしておりますので、計算いたしまして 4,320 食分。続きましてスープのほうについてでありますけれど、スープのほうは副食といたしましてアルファ米に添えるということで、こちらのほうは 1 日 3 食のうちの 1 回と、1 日 1 回ということで考えておりまして、先ほど言いました 4,320 食の 3 分の 1 ということで 1,440 食。食料品については以上ということになります。

これのほかにパーティションでありますとか、毛布でありますとか、エアーマット、災害用トイレ処理セットというものも備蓄するというふうに考えております。

あと場所についてでありますけれど、これにつきましては分散備蓄ということを基本としておりまして、各拠点避難所で避難所運営マニュアルのほうを現在策定しております。その避難所運営マニ

アルが策定された翌年度に、県の補助金を活用しながらマニュアルで定められた避難所数分を各拠点避難所のほうに分散備蓄するというふうに考えております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

その分散の備蓄は、今現在は、どこどこというのは今言われたかね。それと、その 1,200 人分ですかね、それが適正なのかどうなのかちょっと判断がつきにくいんですが。若干少ないような気がするんですが、一応 1 日分ということでしたが。これは何か基準があって 1,200 人というのが計算上出されているのか。ある程度これぐらいなら大丈夫だろうというものなのか、その 2 点、もう一度教えてもらいたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

まず現在の備蓄の場所についてでありますけれど、平成 28 年度に避難所マニュアルを作成いたしました黒岩小学校、こちらにつきまして平成 29 年度に備蓄というふうにしております。あとは平成 29 年度にマニュアルを作成いたしました黒岩中学校と尾川小中学校、こちらのほうにつきまして平成 30 年度に備蓄を完了するというような計画になっております。現在、備蓄が完成しておる、あるいは完成するというのはその 2 つということになります。

あと 1,200 人のほうですけど、こちらのほうにつきましては平成 26 年の 3 月に策定いたしました佐川町の業務継続計画、地震編というところでその人数のほうを決めておりまして、避難者数、1 日後避難者が 1,200 人ということでこの計画の中で策定をさせていただいております。佐川町の被害想定といたしまして、発生時間が冬の深夜という想定のもと、この 1,200 人。1,200 人につきましては、L2、南海トラフ地震の L2 の陸側ということで想定をさせていただいております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

わかりました。備蓄場所は、この役場にも備蓄されてはいないんですかね。今、黒岩小学校、尾川小中、黒岩中学校ということでしたが、役場のほうには備蓄はされてないんでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。役場のほうは避難所ということにはなっておりませんので、現在役場に詰める職員用の食料とかについての備蓄のほうはしておりません。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

災害が起きたときの対策本部になって職員が詰めてこられると思いますが、ある一定、最低限の食事がないと対策もできないと思いますので、その避難所ではないにしてもある程度の備蓄は必要なのではないかなあというふうに思いますので、一度検討していただければと思います。

それでは次に、乳児用液体ミルクの備蓄の検討についてお伺いをいたします。

今、るるお聞きをしました。この被災時において、避難所で女性の視点に立った避難所運営というのが、この東日本大震災等での教訓として改善が求められてきたところであります。その中で、乳児、赤ちゃんですね、のミルクをどうするのかというのが1つ大きな課題となりました。今、粉ミルクを備蓄する避難所が増えてきております。この佐川町もお聞きをしますと、粉ミルクを福祉避難所には備蓄をしておられると。かわせみのほうに備蓄しておられるというお話でした。

問題は、それをつくるためのお湯であります。特に被災直後は断水をしていることも十分にあり得ますので、そういった中で、今、取り組みが始まっておりますのがこの乳児用の液体ミルクであります。この乳児用の液体ミルクは常温で保存ができ、また、ふたをあけて吸い口を装着すれば、すぐに飲めるというのが特徴であります。夜間や外出時の授乳が手軽になるだけではなく、水や燃料が確保できない、きょうお聞きをしておりますこういった災害時に使用できるということが大きな利点とされております。

東日本大震災では、被災地に輸入の液体ミルクが届られ、また熊本地震の発生時にはフィンランドから救援物資として液体ミルクが届けられました。また、この7月の西日本豪雨では東京都から、海外からの緊急輸入体制の協定を生かしまして、岡山県また愛媛県にこの液体ミルクが提供されたというふうに伺っております。

ただ、今までは、この日本においての液体ミルクの製造販売というのは認められておりませんでした。ようやくこの8月、国で基準が定められまして、日本での製造販売が可能になりました。先月の高知新聞には、江崎グリコが来春の製造販売を目指し準備を進めているとの記事が出ておりました。本町におきましても、ぜひこの乳児用液体ミルクの備蓄というものを検討していただきたいと思います。

ますが、お考えをお伺いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。乳児用の液体ミルクにつきましては、当町のほうで現在、備蓄のほうはしておりませんが、災害時の乳幼児向けの備蓄品といたしましては、先ほどの松浦議員の御説明でもあったように、有効性が高いというふうに思われますので、この備蓄につきましては前向きに検討のほうを進めていきたいと思います。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

ぜひ、備蓄をしていただきたいと思います。

もう 1 点、使い捨てほ乳ボトルの備蓄についてもお伺いをしたいと思います。この使い捨てほ乳ボトルは、災害時の断水でほ乳瓶を洗浄できない、そういった状態でも安心して授乳できるということを目的としております。この使い捨てのほ乳ボトルは、柔らかいプラスチック製で、容量が最大 250 ミリリットル。消毒済みのために開封後すぐに使用することが可能であると。未開封の状態でも 5 年間保管することができます。先ほどの液体ミルクと同様に、被災時においては非常に大事な視点であると思います。

我々大人はある程度我慢というものができますが、赤ちゃん、乳児はそうはいきませんので。このミルクというのは、極端に言えば、赤ちゃんの命の危機につながるというものでもあります。避難所においてお母さんたちが安心できるよう、この東日本大震災等避難所では、このミルクのとれる、お母さんたちがミルクをどうやって手に入れようかということで、かなり苦労された例がいくつかございます。

ちょっと記憶が定かではないですが、確か東日本大震災では、赤ちゃん用のその粉ミルク自体がないということを知って、ラジオやいろんなところでそれを聞いた人が呼びかけて、いろんなところから集まってきてやっとミルクをあげることができたと。ぎりぎりの判断で行えたというような、確か東日本のときだったと思いますが、そういった例もあります。

そういった意味でも、赤ちゃんのこの先ほどの液体ミルクもそうですが、こういった赤ちゃんのミルクに関することは、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、この液体ミルクと同様に、このほ乳ボトルも備蓄を検討していただきたいと思います。

お考えをお聞きをいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。先ほどお答えさせていただきました液体ミルクと同様に、やはり災害時の乳幼児向けの備品としては、有効性が高いというふうに思われますので、こちらのほうにつきましても液体ミルクと同様、前向きに検討のほうを進めていきたいと考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

ぜひ、積極的に、早くお願いをしたいと思います。液体ミルクはまだ販売されてませんので、来年の春以降になると思いますが、ぜひよろしくをお願いします。

次に、その飲料の確保のための災害協定の推進状況ということですが、昨年6月定例会において、一度お聞きをしておりますので簡単に申し上げますが、この東日本大震災の経験から生まれました災害対応型紙カップ式自販機であります。この自販機は、災害発生後、電気、水道が確保されれば、災害時に、お湯やお水、特にお湯が無料で提供できると。先ほどから上げております赤ちゃんの粉ミルクの調乳、またアルファ米の調理において大きなメリットがあると言われております。

昨年の質問の際に、担当課長からは、災害協定に基づく自動販売機の設置につきましては、有効な取り組みであるというふうに考えております。ただ、この取り組みを行う上では、災害協定を締結できるメーカーの調査あるいは設置場所の選定、施設利用料など、検討を要することがあります。そのようなことがあります。本年度中には取り組みのルールを決定をして、対応が可能な避難所から順次、災害協定の締結を進めていきたいという答弁をいただいております。その後、進捗状況をお聞きしておりませんでしたので、現在の状況をお聞きをしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。進捗状況につきまして、先ほど松浦議員がおっしゃられたとおり、平成29年の6月議会のほうで29年度中に取り組みのルールを決定してやっていきたいというような答弁をさせていただいておりますが、この分につきまして、取り組みのほうが遅れております。

取り組みのほうが遅れておりまして、災害対応型のカップ自販機

の取り扱いを実施しておって、本庁舎にも自動販売機を設置しております業者と協議のほうは行いました。そして協定の内容についても検討してまいりました。

その検討における課題といたしまして、そのような協定を締結するという条件といたしまして、業者の方のほうからは設置手数料の無償化、そして小中学校といった拠点避難所、そちらのほうの設置につきましては、ちょっと、やはり売り上げのほうが確保できないため、困難であるというようなお話もありました。そしてそういう売り上げの確保ができないようなところについて設置するという場合におきましては、日常の売り上げ料金に見合う補てんが条件というようなお話がっております。現在、まだここまでの状況の協議しか行っておりません。

今後につきましては、今言いましたような課題、これが克服できるのか、どのように克服するのかということに加えて、例えば、避難所へカセットコンロを配備するということなど、別の方法での実施も含めて検討して、遅れておりますけれど、来年度中には対応策のほうを決定したいと、現段階では考えております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

多分、1社、今入れておられるところとお話しされたんだと思いますが、先進地、実際に取り組まれているとこと、また別のメーカー等もお聞きをさせていただいて、ぜひ、検討をしていただきたいと思います。

ある一定、事前にお話もお聞きしましたが、その手数料また売り上げ分、それが今、課長が言われましたように、コンロを据えて水をわかすと。お湯にかえるということと、どちらが価値的でどちらがどうなのかという検討もあわせて、早急に検討していただいて、できるものはできる、できないものはできない、という結論をしっかりと出していただければというふうに思います。

多分、なかなか取り組めてなかった状態ではなかったかというふうに思いますので、これを機に再度、ほかのメーカー等もお話を聞いていただいて、現実はどうなのかという検討した上で結論を出していただいて、その結果をまた教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、この質問については終わらせていただきます。3点目

の質問に移ります。

通学カバンの重さの解消についてお伺いをします。具体的には、持ち帰る必要のない教科書と教材を学校に置いていく、いわゆる置き勉と今言われている取り組みについてでございます。

通学用の荷物が重すぎる、とこういう声が各地の児童、生徒、保護者から上がっていることを受けまして、文部科学省は、今年の9月の6日、全国教育委員会などに対しまして、一部の教材を教室に置いて帰る、いわゆる置き勉というものを認める対策をとるようにと、検討するようという通知をいたしました。

教科書協会が2017年に行った調査によりますと、小中学校の主要教科の平均的なページ数は、2002年に、小学校は3,090ページ、中学校は2,711ページ。これに対し、脱ゆとり教育後は、小学校が4,896ページ、中学校は4,182ページと、それぞれ約1.5倍程度増えているということがわかりました。

教科書研究センターのお話によりますと、現在の教科書は学習指導要領の内容が増えたことに加え、理解を深めるための図表なども増加をしており、15年ほど前の教科書に比べ大判化しているということです。子供たちの通学荷物が重いことに関して、副教材などが増えたこと、そして学習の中心である教科書自体が重くなっているというのは間違いないという指摘がございます。

こういった中で、文部科学省から通知がこの9月に出される前に、独自で教育委員会が判断をし、いち早く取り組んできたところがございます。これ、愛知県の犬山市の教育委員会でございますが、ことしの2月に市と市議会が主催をした女性議会におきまして、参加した女性の1人から、以前から心配していた子供の通学のかばんの重さについて質問があり、家で使わない荷物を学校に置いてもいいというようにしてはどうかという提案がありました。

これを受ける形で、教育委員会は全小中学校の校長に、ランドセルや通学かばんを軽くするよう求めましたが、当初は、学校に教材を置いて帰る、いわゆる置き勉というものを認めた学校はわずかだったようです。

その後、議員による調査が行われ、議会での提案もあり、これに対して教育委員会の教育長は、打開策、改めて何かの策が必要だという判断をされたようで、教育長みずから全小中学校に足を運びまして、校長に対して、児童生徒の荷物軽減への協力を再度呼びかけ

ました。

この6月に、具体的な対策を盛り込んだ通達を各校長に発信をしております。その内容は、思い切った提案として教科書や副教材、ノートなど、原則として学校保管とすることや、キャリーバッグの使用、全児童生徒を対象にしたかばんの重量調査などを提言したものでございました。

これを受け各学校は、趣旨を子供たちに伝えるとともに、対策の前後にランドセルやかばんの重さというものを調査をしました。重量調査は対策の前後に実施をしまして、子供一人一人が家庭や保健室の体重計でかばんの重さをはかり調査表に記入をしました。その結果、1人当たりのかばんの重さは小学生では対策前の4.5キロから3.7キロ、中学生では7.9キロから5.5キロ。2.4キロ減少したようです。学年別では、中学2年生で減り方が一番大きく、8キロから5.2キロに減ったということのようです。

この通学荷物の重さは子供たちの体にも影響が大きいというそういった専門家の方の指摘もございます。まず、背骨がゆがむ側湾症が考えられ、さらに日常的に体へ過度な負担がかかることで神経を圧迫し、ヘルニアの症状が出る可能性もあると。また、膝や腰、股関節など下半身への影響も懸念をされており、体重60キロの人の場合、立っているだけで腰には36キロの負荷がかかると言われておりまして、ましてや子供は関節が未発達なため、下半身の関節が変形する恐れもあるというふうに言われております。

2020年には、新しい学習指導要領というのも始まります。さらに荷物が増える可能性も言われております。私も、来年から娘が学校に入りますので、最近、ランドセルを見に行きました。先ほどの学習指導要領を見据え、大容量、たくさん入りますよというランドセルが主流であります。こういったことから、今のままでは子供たちへの負担、体への負担というものは増えていくものと思われれます。そういったことから、本町においても、この国の通達や先ほどの犬山市の例を参考にさせていただいて、まずは調査を行っていただいて、その上で各学校と連携をとりながら、この課題にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

冒頭に申し上げました文科省からの事務連絡は、児童生徒の携行品に係る配慮について、というタイトルで通知をされておりまして、県の教育委員会には間違いなく届いているのではないかと思います。

ので、そこから届いているかどうかもあわせて教えていただきたい
と思います。

この通知には、児童生徒の携行品に係る工夫例、各地の学校では
こういったことを工夫していますよということも示されております
ので、こういったものが届いておるのかも含めて、以上の取り組み
について教育委員会のお考えをお伺いをいたします。

教育長（川井正一君）

私のほうから答弁をさせていただきます。まず、文部科学省の通
知文でございますが、御質問の御紹介があったときに、私どもの公
文書の受付簿、またメール、全て調べましたが、私の思い当たる文
書がなくてですね、どうも私どもに届いてない状態で行っていました。
それで、お隣の、近隣の町村にも聞きましたが、どうも届いてない
ということで、県教委に確認をさせていただきましたところ、県教
委には文科省から通常であれば文書で、公文書で来るところ、今回
はメールのみの通知であったようでして、メールのチェック漏れで
各市町村教委によう通知を出していないということが判明しまし
て、12月4日付で県教委からメールが来たというのが文科省通知の
現状でございます。

そういった中で、佐川町の各小中学校の現状ということでござい
ますが、学校によってまちまちの状況がございます。

まず、ある学校では、基本的にそういうことは学級担任任せにし
ておる中で、特に教科書全て持って帰りなさいと、そういった指導
は行っていない。そしてまたある学校では、低、中、高学別に学校
に置いていってよいものを示して、その他の教科書は、基本的に教
科書類は取って帰るということになってるんですが、例えば絵の具
セットであったり、習字道具、リコーダー、そういったものは置い
ていってよいということで、全校で統一した指導も行っているところ
もございます。

さらに別の学校では、小学校といえれば主要4教科になりますが、
算、国、理、社、これが中学校になれば主要5教科、それに英語が
加わります。その教科書は家庭学習用に自宅へ持って帰り、その他
の教科書は学校に置いていってよいと。そういった指導を全校統一
的に行っているところもございます。

ということで、今のところ、私ども教育委員会としまして、各学
校に統一的な指導というものはようしておりません。以上でござい

ます。

9 番（松浦隆起君）

その国からの通知が県のチェック漏れで届いてなかったということのようですが、今、教育長が触れられたことと同じようなこともあります。この中に、児童生徒の携行品に係る工夫例というのがいくつか出ております。先ほど言いました習字、書写の授業があったときには用具は学校に置いていってもいいですよとか、また部活等の個人が使用するものは鍵のかかる部室やロッカーへ置いて帰るとか。さまざま、これには例が出ております。

教育委員会として、佐川町の学校として、ある一定程度一つのルールというか形として決めたものは今は行っていないということでありましたが、これは各学校それぞれ校長先生がおられて担任の先生がおられて、それぞれの思いで運営されておりますので、なかなか難しい面があるかも知れませんが、先ほどの犬山市の例のように、教育委員会としてある一定程度、こういう形でお願いをしたいということをガイドライン的なものを示してお願いをしていくというのは当然あってもいいことだというふうに思います。

我々の時代、私の子供のころを考えても、私の近くの子供さんのランドセルを持たしてもらいましたが、あんなに、こんなに重たかったかなと。結構たくさん教材が増えている。ですから、我々の常識、小さいころとか学校の常識と今はかなり違ってきている。

来年度から各学校にエアコンが設置をされるようになりました。我々の時代は、学校にエアコンなんていうのは考えられない状態でありましたが、気候の変動によって、今は逆にそれがないと子供たちがしっかり学習できる状況にはならないというように、時代とともに変わってきておりますので、ぜひ学校の教科書を学校に置いて帰って、家で、じゃあ勉強をせんのかという話にはなると思いますが、必要のない教材であるとか、それはある程度形を示してあげないと、子供たちも、まじめな子はしっかり持って帰る、要領が、ちゃんと効く子はある程度、そっと置いて帰るというようなことにもなると思いますので、ぜひ教育委員会として、この工夫例でありますとか、犬山市の例を参考にさせていただいて、ある一定のガイドラインというものをつくっていただいて、ぜひ、各学校、校長先生にその上で足を運んでいただいて協力と呼びかけていただきたいというふうに思いますが、その点について、もう一度お願いしたいと思

います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。国からの通知文が 12 月 4 日付で来たばかりです。ただ、議員御指摘のように、文科省の通知文も私ども拝見させていただきましたら、やはり、基本は通学上の負担軽減をできるだけ配慮してくださいという基本がございますので、文科省通知にございます児童生徒の携行品に係る工夫例を参考にしながら、家庭学習と通学上の負担軽減が適切になされるように、学校と協議してまいりたいと考えております。

ちょうど来週には全校の校長を集めた校長会を開催するようにしております。その場で、この文科省の通知文もお示しし、また今回の議員の質問の趣旨も伝えて、学校と具体的に対応を考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

しっかりと学習できる環境というのが大事だと思いますので、通学の荷物が重たくて、登下校するだけで疲れ切るということがないように、子供たちが楽しく学校に通い、また勉学に励める、そういった環境づくり、今、教育長からもしっかり取り組んでいただける趣旨をいただきましたので、ぜひお願いをしたいと思います。

それではこれで、質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、9 番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、10 時 10 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時

再開 午前 10 時 10 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、3 番、西森勝仁君の発言を許します。

3 番（西森勝仁君）

おはようございます。3 番、西森勝仁です。早いものでありまして、昨年 10 月に議席をいただきましてから、はや 1 年が過ぎました。まさに光陰矢のごとしを痛感しているところでありますが、こ

の間、町民の皆様の声なき声を主体として4回の一般質問も既に終了しまして、残るのは、今回も含め12回となりました。

これをスポーツ、例えばボクシングの試合に例えてみますと、公開スパーリングも終わり、いよいよ12回戦の試合開始のゴングが鳴ったかなと、さしずめこんな状況ではなかろうかというふうに感じております。

今回も、町民の皆様の声なき声なども含めてお伺いをしてまいりたいと思っておりますが、なお、質問の性質上あるいはいきさつ上、多少順番が前後してまいりますので、御了承賜りたいと思います。

まず初めに、11月26日、議案の説明会の席で、町長から昔の旧青山文庫の前にあった客車を上町に持ってくる決断をしたので、この展示に必要な計画づくり、あるいは準備のための予算、これを来年度の当初予算に計上するとのお話がありました。私は思わず、お、やっとするのか、おおうれしい、こういうふうな心境になりました。議長の口からも、賛成じゃ、という声が漏れ聞こえたように思いました。まず、この町長の決断に感謝と御礼を申し上げます。

それでは、一般質問に入りますけれども、客車の話題から入りましたので、通告の6の⑥、観光政策からお伺いをしてまいります。

私は、鉄道オタク、いわゆる鉄オタではありませんので、鉄道のことについてはほとんど承知しておりませんが、今の鉄道ファンの楽しみ方、こういうのは非常に多岐にわたっているようであります。まず1つ目が、いろんな列車に乗って回る、これを乗り鉄というそうであります。次に、有名なデコイチあるいはブルートレイン、こういった新型の車両などの写真を撮って回る撮り鉄、3つ目が文字鉄だそうであります。

この文字鉄というのは、今のフォントにない昔の文字で書かれている車両番号や駅名などの文字、この文字のことです。これをバナナと呼ぶようであります。またこのバナナが最近、非常に人気があるとのことでもあります。このバナナ文字を使って地域の活性化に役立てているところも随分あるようであります。こうした文字などの制作は車両デザイナーに頼めば簡単なことだそうであります。

このたび上町に展示を予定している客車も、このバナナ文字で説明を加えれば、上町観光の超目玉にはなりはしないかと。強力なインパクトがあるのは間違いないと思っております。何しろこの客車

は、内装に至るまで列車全てが文明開化の明治時代そのものだそう
であります。

こうした鉄道の人気、これにつきましてはことしの確か1月19日
のNHKテレビの鉄オタ選手権、この番組でやっておりましたので、
皆さんも御承知のことかもしれませんし、また町長はまちづくり研
究所の所長もやっておられたということでもありますので、釈迦に説
法とは思いますが、ぜひ、こうした情報を予備知識として加
えていただけたらと思います。

さて、明治時代の2等客車であります。資料によりますと、時
の宮内大臣田中光顕のお声がかかりで青山文庫にもらってきたとのこ
とであります。その後、戦時中には車輪なども金属回収ということ
ではぎ取られまして、その後は雨漏りがするなどして、とても手には
負えんようになり、まるで廃棄物を処理するように国鉄に引き取
ってもらったということでもあります。

それから随分と時が流れまして、平成20年に、地域における歴史
的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴まち法が施行され
ることになりまして、佐川町としましてこれに応募するための計
画づくりに着手したことでした。しかしその時点では、情報とい
いますか、これによりますと佐川町の場合は余りにも対象エリアが狭
い、そういったなんだかんだの批判とか評価がありまして、とても
認定には無理ではないかということでありました。

結果としましては、年間500万人を超えるという大洲などを差し
おきまして、四国では唯一、全国でも有名な兼六園の金沢や萩、津
和野などと肩を並べて全国8市2町の1つとして認定になったわけ
であります。これは当時の担当者の計画づくりににおける文書力あ
るいは榎並谷町長の事あるたびの本省への陳情が功を奏したたまも
のである意外何ものでもないとは思っているところであります。

こうして認定になった計画の中で、今度はあの客車、あの客車と
申しますのは、先ほちょっと触れましたがロ481号、これは明治
39年に東京の新橋工場で作られた指定座席が24名、重さは7.5
トンの木製2等客車のことでありますが、これは昭和8年から昭和
43年までの間、約30年間にわたりまして、あの旧青山文庫の前に
列車閲覧室として町民に親しまれてきたところでもあります。あの
列車がですね見事に復元され、SLなどと一緒に多度津のミニ鉄道
博物館に展示されているということを知りました。

私はまだこの汽車を見たことはありませんけれども、榎並谷町長は、あれをぜひ佐川に持ってきたいという思いが強かったと思います。しかし、これがなかなか簡単なものではありませんでした。何せ管理もようせずにぼろぼろになって、捨てたも同然の客車を、国鉄の技術者たちは設計図もないものを模索しながら、車輪から内装に至るまで、大変な苦勞をして復元したそうでありまして、その愛着心たるや並々ならぬものがありまして、もうそれは当然のことであろうと思いますが、なかなか首を縦に振らなかったわけでありま

す。

この復元の苦勞話につきましては、1975年の鉄道ファン2月号に掲載をされているところであります。しかし、ある方のお骨折りと口添えによりまして、ようやくこの案件が前に進み出し、上町にある列車を展示できることになりまして、そのさや堂の用地買収など、こうしたことを行ってきたというのが、これが榎並谷町政での私が承知している内容であります。

あれから5年がたち、高知県内の自治体の置かれている環境や立場は随分変化してきたと思っています。再来年には東京オリンピック、そしてさらに5年後の2025年には大阪で万博が開催されることになりました。もう、あっという間にやってきます。

それに、今月19日からは、LCC、格安航空のジェットスタージャパンが、高知から今のところ、成田まで6千円くらいで飛ぶようであります。そしてまださらに価格設定は5千円を切るということも予想されております。そして関空ともつながってまいります。高知新聞にも5回にわたって連載をされておりましたけれども、若い人の感覚では、空飛ぶバスだということでありま

す。

そうなると、日本人観光客はもとより、インバウンド、訪日外国人観光客であります。こうした人たちの流れは確実に変わってくると思います。また、高知のようにハブ空港とつながっている地方都市はさらに人の流れが変わってくると思います。来日する外国人はネットで日本の情報をいち早くキャッチしています。

現に、11月28日の高知新聞にも、天狗高原の星空がインバウンドに大変人気があり、特に松山から直行便のある香港からが多いようではありますが、彼らは空港からそれぞれレンタカーなどでやってくるようです。外国人は非常にエネルギーに動き回ります。

佐川も明治の客車を、これを展示することをせっかく町長が決断

してくれたわけでありますから、この準備は来年度からと言わずに、少しでも早く準備に取りかかってほしいと思います。私に言わせれば、上町観光の目玉なぜ急がぬ、とまあこう思うわけであります。善は急げ、そうすれば人が増え、土産物も売れるでしょうし、売れるとなると土産物これをつくってみようと意欲のある人も出てくると思います。

これぞまさにですね、まち・ひと・しごと創生でありまして、地方創生事業の切り札ではないかというふうに思いますけれども、町長の見解をお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。また、西森議員が副町長時代にですね、歴史的風致維持向上計画の認定を受けまして、その後、佐川町上町地区を中心にですね観光振興が前に進められていることをですね、この場をお借りして御礼を申し上げたいなあとというふうに思います。ありがとうございます。

それでは御質問にお答えさせていただきたいと思います。西森議員から、できれば今年度からというお話もありましたが、今年度は今、体験型のですね観光メニューづくり、長良川で今行われていますオンパクと。これは別府で始まった着地型の体験観光のプログラムになりますが、それを今年度は来年の2月から3月にかけて佐川町で行うということで、今、一生懸命取り組みをしております。

観光協会を中心に、行政、あとこの地域の生産者、観光にかかわる人、皆さんが今、一緒になってですね、現時点で12のメニューづくりに最終の取り組みをしているところでありまして、今年度はこのわんぱくの取り組みを成功させると。佐川わんさかわっしょい体験博を成功させることに、今、注力しておりますので、客車を佐川に持ってくるということにつきましては、来年度からの事業として取り組みをしたいとこのように考えております。

来年度は、設計のほうを煮詰めていきまして、あと中身をですね、ソフトの部分もしっかりと詰めていきまして、平成32年度に実際に工事に着手をして、32年度の事業完了を目指して進めていきたいと考えております。以上です。

3番（西森勝仁君）

先ほど町長に御答弁をいただきましたけれども、今は体験型の観光やら何やらわっしょいの、わっしょい、わんさかわっしょい、こ

ういった事業を展開中でありますので、あの汽車を持ってくるような取り組みはとても無理じゃよと。来年からぼちぼち計画づくり、始めて、32 年度にいわゆるさや堂だと思いますけれども、これの、あの汽車を入れる建物をつくりたいよと。

何か、大変喜びましたけど、何か気の遠くなるようなとつと先のような話に聞こえますけれども。これはですね、恐らく来年からすつと 4 月 1 日に新年度予算がスタートしても、なかなか動かんじゃないですか。来年の今ごろはどうやらこうやらいうて言うばあになりゃせんかと思いますが。

今からですねちょっと、当然予算はないわけではありますが、けれどもその準備をするような、手順をしていくような予算は既決予算で対応できると思います。現に、去年もですね既決予算で対応した事例があつて、総務課長に相談してやったという事例もありますし、その件につきましては、決算のときにも説明がありましたので、既決予算の範囲内で一定動けると思います。方向づけくらいはできると思います。そうじゃないと 4 月 1 日にはスタートできないと思います。

今でもですね、手がけてない事業がたくさんあると思います。あの 30 年度予算で。ですから、できることから手をつけてもらいたいと思うところですが、町長のもうちょっと踏み込んだ答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森議員の前向きな熱い思いもよくわかりますが、今、執行部のほうとしてですね、やるべきことがたくさんありまして、一つ一つ前向きに進めているところでありますので、予定どおりですね、来年度から事業着手ということで進めてまいりたいと考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長がやらんと言やあ、これはもう誰もやる者はおりませんので仕方がないわけですが。来年度からと言いますので、来年になりましたら、6 月議会、9 月議会、その都度、その進捗状況をお伺いしていく以外にはないわけですが。まあまだ今 12 月です。恐らく執行予算残も出てくると思います。

それでですね、ちょっとでも手をつけにやあ、時期が来て、そういうてぱっとできるようなものじゃないです。持ってこようと思え

ば、あの重さもですねたった 7.5 トン、長さも短いもん、定員が 24 名ですから、高知の電車より細いばあのもんじゃないかと思います。その気になればすぐできると思いますけど、町長がやらんと言やあ、これは仕方がないわけでありますけれども。

まあこのあと 3 カ月ばあで、ちょっと気が変わってもうてですね、ちっとやる気になってもらいたいと思います。32 年らあいうたら、その間に大方選挙もまた来やせんですかね。選挙はこんか。けんど何とかその辺はちょっところ政策転換をしていただきますように、これはもうお願いしかありませんので、よろしく願いいたします。

ついでにですね、先ほど、今答弁がありましたけれども私は昨年の 12 月議会のときもですね、上町観光、あれに関しまして、上町だけではエリアが狭いので、町内には小粒ではあるけれどもきらりと光る、また、さらに磨きをかければさらに輝きを増すものがある、こういったものを点と点で結んでいただいて、そしてそれを面的にして P R をしてもらいたい。

そうしたら 1 日コースができるので、そぞろ歩きをする人もおりましょうし、そうすると、町内に設置してあります特に夏なんかやったら自動販売機が売れるし、そういったものに取り組んでもらえないかという提案をしたのに対しまして、町長の答弁は、今後もしろんな提案をいただきながら観光振興に取り組んでいきたい、そしてさらに一緒になってすばらしい取り組みをしていきたい、とこういような答弁をいただいております。

この 1 年間、牧野公園の植栽事業あるいは今定例会の行政報告にありまいたいわゆる一発イベント、これ以外に手がけたものがあればお答えを願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まさしく、わんさかわっしょい体験博、略称わんぱくがですね、佐川町の観光事業を面的に広げる事業になっております。その 12 のメニューのうちに集落活動センターの皆さんが提案をしていただいて、観光メニューとして発表する、2 月からの取り組みで、皆さんにぜひ来てくださいということで、広く募集をする、そういうメニューもあります。

佐川町全体、黒岩地区でも今回、集落活動センターでメニューづくりしてくれませんかというお願いもしました。ただ、ちょうどイチゴの時期でですね、忙しくてなかなか難しいと。また次の機会で

ぜひやりたいなあとかですね、今回、加茂の里ではバイカオウレンに絡めたウオーキングをですね、このわんぱくの中でもメニュー化をしてですね、取り組んでいただきたい。

あと、それぞれ小さいながらもすばらしいもの、商品をつくられている生産者の皆さんから、このメニューの中でですね、ぜひ観光客に来ていただきたい、そういう思いがあって佐川町中にですね、この佐川町の上町観光を核として面的な広がりをつくるということで、この着地型の体験観光を来年2月、3月で、プレの、お試しですね、まずは1歩前に踏み出そうというための事業をやります。

これを今後も継続をしていき、これが仁淀ブルー観光協議会6市町村で行われるような面的な広がりになればすばらしいと思っております。また今、高知県のほうにも提案をしまして、この着地型の体験観光を全県でやりましょうということで、提案をしております、県のほうでも今前向きに考えていております。

きっと、来年以降ですね、高知県が繰り広げる自然体験型観光と相まって、この佐川町のわんぱくは、必ずいい方向性に行くというふうに確信をしておりますので、ぜひ、また議員の皆様にも応援をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長から、体験型として、わんさかわっしょい、あるいは加茂のバイカオウレン、またこれに1月に始まります桜座場所の相撲どころも、あれも加わってくるとのことだろうとは思いますが、あれにしましても、ちょっとシーズンの非常に短い、もう限られてくるシーズンであります。

この前、ちょっと、RKCかなんかのテレビでやっておりましたがけれども、例えばですけど、佐川には高知県の3名園の2つがあるわけであります。これは乗台寺と清源寺の池泉式の庭園でありまして、それはシーズン、春のシーズンそして秋のシーズン、すばらしいものであります。こうしたところも非常に人気がありますが、何かそこもちょっとこう手立てを加えんとですね、お寺には、し尿が落ちるだけ、こういう状況では、お寺としても歓迎はしてもらえないと思います。

そこでですね、この体験型もいいわけですが、町長の提案、今言われた体験型というのも理解はできますけれども。今あるものを有効に使って、それをきちんとしなければ、これはやはり、長く、観

光客は来てもらえんと思います。この辺のお考えはいかがなものでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森議員おっしゃるように、佐川町の宝物をですね、磨き上げをして、光り輝くものにして、それを人に見ていただく、まさしくこれが観光という文字からくる観光の意味ではありますが、今、佐川町は少しずつ、確実に、佐川町の宝物、人も含めてですね、磨き上げを行っております。このお寺に関しましては、今ＪＲ四国さんと連携をしてですね、それぞれのお寺に訪問をして和尚さんの話を聞くですとか、庭園を見てですね、ゆっくりと時間を楽しむといったメニューもあります。

ただ、それぞれお寺さんの都合もあります。例えば京都のような観光をですね、観光客に開かれたお寺というお寺もありますが、佐川町のお寺さんはですね、そこまでは観光にこう開かずにですね、しっかりとお寺としての本分を全うしたいと思われてるお寺さんもありますので、行政の都合で全てに対して何か手を入れていくということとはできません。

これはお寺だけではなくてですね、全ての佐川町の観光資源となり得るもの、しっかりと、それぞれの事情をお聞きしてですね、お話をお伺いして、一緒になって楽しく前向きにできるものはしっかりと磨き上げていきたいと思いますということで、確実に今取り組んでおりますので、ぜひ御理解をいただきたいと、そのように考えております。以上です。

３番（西森勝仁君）

今、町長に答弁をいただいたその内容がまさに大事なことでありますので、それをですね、きちっと徹底してもっとスピーディにやっていたきたいと思います。そしたら、やはりいろんなところに、いろんな観光客の方が来てくれると思いますし、四季折々の観光客が増えていきます。

また今も言いましたように、ハブ空港から直結する飛行機が飛びます。そしたら外国人がどっさり来ます。必ず来てくれると思います。以前も、お話ししたかもわかりませんが、東京の読売観光が、南四国の仏像を訪ねてという企画をうったところ、バス１台分がすぐに、ほとんど女性、若い女性客でありましたけれども、さっと埋まりました。それで、読売観光の責任者から私のほうに何度

も連絡がありまして、いろいろ対応させてもらったことでありますけれども。

これから本当にすごい勢いで、増えてくると思います。そうすると、かなり土産物も売れますし、そういったことを視野に入れて、もうちょっとスピーディに動いていただきたいと思いますので、お願いかたがた答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。佐川町の観光振興は、この5年間でいいスピードで進んでいると思います。私は、会社の経営をしてきました。お店の運営もしたことがあります。事業としてですね、成功するための成功曲線というのがありまして、最初にぎゅーんと無理にスピードを上げると、その同じ速度で、やっぱり衰退をしていくというのがほぼ大半の事業のなりわい、成功曲線と言われるものです。

観光は、佐川町のように、余り今まで観光事業に力を入れてなかった、入れてこなかった自治体、地域はなおさらですね、最初はゆっくりゆっくりと、しっかりと足腰を鍛えながら、5年、10年かけて、飛躍をするところをしっかりと待つと。そこまで辛抱強く待つというのが、世間一般で言われております事業経営の中で言われております成功事例だというふうに言われております。

私は、佐川の観光は、今でも毎年毎年それぞれかわる人たちがですね、思いを込めて新しいことにチャレンジをしています。スピード感も持ってやってる部分もあります。今ちょうどいいスピードではないかなあというふうに思っておりますので、ぜひ、西森議員には御理解をいただきたいなあというふうに思います。今でも確実に観光客の数は伸びております。当初の予想よりも伸びが多いぐらい、今伸びております。

ですから、今もう少し時間をかけて、よりこの地域の宝を磨き上げて、わんぱくのような体験型観光を取り入れて、これを佐川町の面的に広げることで、あと何年かするとですね、ちょうど佐川の観光がぐっと飛躍するタイミングがくるんじゃないかなあというふうに思っております。そうなることを確信をしておりますので、ぜひ御理解をいただきたいとそのように考えます。以上です。

3 番（西森勝仁君）

一気に上がるわけではありませんし、足腰を鍛えてからと言われ

ますけれども、確かに、観光客が増えていることは町民皆さん知っています。しかし、足腰を鍛えてからと言いますけども、足腰が立つうちに、1 段、2 段の階段を上がってもらいたいと思いますので、この点はひとつよろしく願いしておきます。

次に、安全安心のまちづくり政策について、この 1 つでありますけれども、防犯カメラの設置に関する件であります。この件につきましては、昨年の 12 月議会に続き、6 月議会でも私が追跡質問をしたところ、町長は、佐川町自治会長会からも要望書が提出されているので、私が直接担当課に指示して進めます、とこういうふうに明言してくれたおかげで、急ピッチで段取りが進んでいます。

先月、27 日にも、各地区の正副自治会長との説明会も終わりました、設置箇所、この要望につきましても、ほぼ終わったのではないかというふうに私は認識しているところであります。この設置箇所につきましては、事務方が作成していただいた案をもとに、各地区自治会長から要望箇所、これにつきまして、あそこに欲しい、ここは要らん、こういった案が出されまして、新設する箇所が大体 15 程度じゃなかったかと思えますけれども、こういう案になったと思っています。

1 基 80 万円程度かかるようでありますので、単純計算では総事業費は 1,200 万円ということになりますが、この工事の難易度、こういったものもありますので、若干の付帯工事が必要なところも出てくるかもわかりませんので、多少の増額になるかもわかりません。しかし、町長も、町民の命と財産を守るのは町長の責任、と言われておりますので、平成 31 年度の目玉事業の 1 つとして、この予算を計上していただきたいと思うところでありますけれども、町長の御決断のほどをお伺いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森議員からも御提案をいただきまして、いろいろ調査、調べさせていただきました。西森議員から社会資本整備交付金、一般的に社総金と言われてますが、社会資本整備総合交付金で設置ができるはずだということで、調べましたが、現時点ではその交付金は充てられないと、充当できないという国の回答、県を通してですね回答がありました。

予算的には 15 カ所ありますと、1 千数百万ということであろうと思います。佐川町民の安心安全を守るというなかで、一つ、防

犯灯の設置ということを今前向きに検討しておりますので、今後の計画を立てるなかで、防犯灯以外にも安心安全のまちづくりに、今、町として取り組んでる事業もありますので、全体のバランスを見ながら、どのような進め方をしていくのかということを今後、検討していきたい、決定をしていきたいと思っております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今の町長の答弁をお聞きしますところによりますと、事業費はわかったけれども、歳入が見込めない。社会資本整備総合交付金、これにしても県のほうからはちょっと無理じゃないかとか、2分の1もらえる、多分、防災安全交付金、これも同じようなことだと思いますし、制度上は県警から3分の2もらえる子供見守り関係の補助金も、あるにはあると思います。

ただ、その町長の答弁にあったように、今まで、この交付金なるものは、そんなにハードルが高くなかったと思っています。それで、この交付金で、恐らく対象にはならなかったであろう消防車、こういったものを購入したケースも事実あっております。

この書類を申請するに当たりましてですね、担当課がこの制度要綱に照らして申請書を書いていくと、つくっていくとしましても、かなりハードルが上がっておりますのでその書類はつくれませんので、おのずと限界が出てくるわけであります。

しかし、先ほどの町長の答弁の中では、ほかの安全安心対策の事業もやっているんで、これだけじゃないよということで、恐らくこれを1つにするとか2つにするとかいうようなこと、それはお言葉としては出てきませんでしたけれども、そういったことを想定しているんじゃないかというふうに勘ぐるわけではありますが。

町長はですね、以前、私の答弁ではなかったかもわかりませんが、町長は、政治家は知らないけれども、霞ヶ関の官僚ならたくさん知っている。こういうふうに言っていたと思います。これはまた後で議事録を見えます。確かに、そりゃあ霞ヶ関の官僚は東大卒が多いのでそのとおりだとは思いますが。また私が認識しているところによりますと、日本の政治のほとんどが官僚主導で、その実権たるや、絶大なものを持っております。

今はどうかもわかりませんが、一昔前は県の職員でさえ、さえと言うたら語弊があるかもわかりませんが、県の職員もお国の方、お国の人、こういうふう呼んで、まるで腫れ物にでも

さわるような気遣いでした。

これから、町長もよく上京しているようでありますから、上京のたびにですね、国交省、ここが交付金のもとでありますので、ここに足を運んでもらって、陳情していただきたい。あるいは、採択基準に合うような、その耳寄りなヒントや、またレクチャーを受けてきてもらいたい。そしてこの事業実施に当たっては、できるだけ町民の貴重な税金を使わないで、この事業が完結できるようにしていただきたいと思いますけども、いかがなものでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現時点では、社会資本整備総合交付金で交付金をいただくということは、ほぼ難しいというふうに判断をしております。

先ほど、西森議員もおっしゃいました警察署の関係ですね、防犯協会の補助につきましては、佐川町、越知町、仁淀川町、それぞれの町において、今順番に、防犯カメラを毎年2基ずつですね、つけているところであります。

恐らく、一気にその防犯協会の補助金をいただいて15基全部を整備するということは無理だというふうに思っております。社会資本整備総合交付金は、平成21年、22年ころは防犯カメラや消防車の購入にも使えたということは聞いておりますが、この交付金を長く長く活用していくなかでですね、やはり、国交省のほうとしても、本来的に使う使い方はしっかりと基幹事業に伴う事業でなければ使わせないという方向性が固まっているようですので、なかなかこの交付金をいただくというのは難しいと思っておりますので、その中で、町の単独の予算を使って、この佐川町民の安心安全を守るためにこの防犯カメラを設置するためには、どのような計画で進めていったらいいかということを、ほかの事業もあわせて、しっかりと煮詰めてですね、進めていきたいと考えております。以上です。

3番（西森勝仁君）

この事業については難しいという見解を持っておられるようでありますけれども、例えばですね、全額が一般財源で賄われなければならないとなったとしてもですね、先進地から、報告事例にもありますように、この犯罪防止や子供の見守り、あるいは行方不明者の搜索、また不法投棄、悪質な訪問販売等、こうしたものの抑止力になるということでありましたらですね、住民の安心安全、こ

れが担保できますので、誰一人反対する人はいない。こういうふう
に思うわけであります。

費用対効果で比べればですね、九州の業者に頼んで課税客体の把握、1棟全筆調査ですか、あれも大体6,500万ほどかかったと思っておりますが、費用対効果で言えば、随分町民のために役に立つんじゃないかと思います。

家屋の一筆調査のときも、町長には苦言の直訴があったと思っておりますが、ぜひ、たったの1,200万くらいです。それで住民の安心安全、こういったものが一定、担保できるということでもありますので、ぜひ決断をしていただきたいと思いますがいかがでございましょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。たった1,200万というふうに私はとても思えませんので、しっかり皆さんからいただいた大切な税金です。大切にに使わせていただきたいというふうに思っております。

先ほど、一番最初の答弁でもお話ししましたが、前向きにこの事業は進めていきます。その中で、どの程度の期間をかけてですね、15基を設置をしたらいいかということ、全体を見ながら計画を立てて進めていくということをお約束をいたしますので、御理解をいただきたいと、そのように考えております。以上です。

3番（西森勝仁君）

約束をしてくれたということで、ちょっとは安心をするところでもありますけども。もうちょっとですね、これはひよんな話で申しわけないところでもありますけれども。

それこそ10月の中ごろでありましたが、とある市内の居酒屋で私の友人たちとよもやま話をしておったわけですが、ひよんなきっかけで一人が私に、「今度お前んところの町長が次のステージに行くらしいね」と。表現はこういう表現ではなかったんですけども、こういう話を聞きまして、私は本当に、「え、そんな話は聞いたことがないよ」と。こういうことで、大変びっくりしたことでありましたが。そしてその場はすぐ、もう一人の人が「そりゃ東大出て佐川の町長にくすぶっちゃくわけにもいかんろうぜや」と、たったその一言でその話は終わりました。

それからちょっとしばらくしまして、今度は佐川で似たような話を聞きましたもんですから、これには本当びっくりしたことであり

ました。私も、考えてみますに、そりゃそういうこともありかなと。それから、これはもう本当に全く根も葉もないことではあろうとは思いますが、そうなったときには、これは町民挙げて応援せにやいかん。よく考えてみたら、その職名は置きますが、その長期政権について聞かれたときに、まあ長期政権の弊害は3期か4期までと言っていたことも思い出しまして、本当にそれはあり得る話。こういうふうに思っているところであります。

町内外の方から、町内の方はほとんど知っていると思いますけれども、町外の方から、佐川町の町長ってどんな人よ、と聞かれたときにですね、そりゃあえい人や。前も切れるし、つちもきく。国へも押しもきくし、ぜひお願いします、とこういうふうにして頼みたいところであります。よもや、めっそうらちあかんけんど頼みます、とはこれは絶対言えません。

どうかその、町長ですね、ネットワークを駆使して、この力のあるところを見せていただきたい。示していただきたいと思うところですけども、再度、御答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私が次のステージへと、そういう話があったということですが、私は、神明に誓って、その内容のことを、次に行きたいとか、次はどうだとか、いうことは1回も言ったことはありません。西森議員、信じていただけますか。

（「わかりました」の声あり）

1回も言ったことはありません。ただ、皆さん、人の噂話というのは、やはり好きでして、私が言っていないこともですね、こういうことを言ってたよという話はときどきあります。それも全てですね、私は飲み込んで、佐川町のために、佐川町民の幸せのためにですね、一生懸命仕事をしたいというふうに思っております。

西森議員の質問、最後、顔もきくので頑張っていたきたいというお話でしたが、それはこの防犯カメラの件でしょうか、それとも社会資本整備総合交付金の件でしょうか。ぜひ、ちょっと教えていただきたいと思いますが。

3番（西森勝仁君）

私を含め町民が望んでいることはですね、財源をどこに求めるということは町民もほとんど知りません。要するに、防犯カメラを早うつくってもらいたい、この一心でありますので目的が実現できる

ようにお願いをするところであります。

その財源が、交付金がつくようになった。それは一番えいことです。それは町民の税金が要らんことですから、非常にえいことですけれども。もしそういったことがいかざってもですね、町長の英断によって 15 基の防犯カメラが整備されるように、切にお願いをするところです。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私の答弁がよくなかったんだというふうに思いますが、15 基必ず設置します。それは、どのような補助金があるなしにかかわらずですね、佐川町の町民の安心安全を守るために必要であるというふうに、自治会の皆さんとも話し合いをしましたので前向きに進めていきます。

ただ、この防犯カメラ以外にも、住民の皆さんの命を守るために、今、国土強靱化計画、地域計画にも基づいて、来年度以降実施しなければいけない事業もありますので、全体をしっかりと見たなかで、どのくらいの期間をかけて設置をするのかということを決定していきたいというふうに考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

ありがとうございます。早急に、スピード感を持って達成をしていただきたいと思っておりますので、この点については、くれぐれもよろしくお願いをいたします。

次に、道の駅についてであります。

議事録を見てみますと、平成 27 年の 12 月議会におきまして、早期に佐川町道の駅建設を求める請願書が採択されております。また、同じころだとは思いますが、道の駅を求める署名が J A コスモスはちきんの店から町長宛に提出されておりますが、この書類につきましては提出日ありませんし、受け付け印もないので、いつ出されたのか、いつ受け付けたかというのが私が見た以上ではわかりません。ですが、この請願の時期、この時期に出されたんじゃないかと思っております。

何にもないので、公文書ということにはならないかもわかりませんが。となると、ただの資料ということになるかとも思います。この請願とか、この署名の内容を見てみますと、道の駅は、佐川町が発展する起爆剤となり、また地域を元気にする拠点となるので、早期実現を願うということにしまして、5 つの要望事項が書かれてい

るわけであります。

これをぱらぱらと読んでみますと、メリットばかり書いてありまして、デメリットのことは何もない。だから反対する人は、この時点では誰もいなかったと思いますし、ほとんどの人が、頼めば署名をしていただいたと思います。

それと、この署名を見てみますと、町内を非常によく回っておられまして、満遍なく署名を集めております。ページ数にして 230 ページ。人数につきましては、こればらばらと見ていきますと、かなり重複もありますので、その分を引いても、大体 1,900 名くらいじゃないかというふうに思います。その中には、当然、私の知り合いもたくさんおります。

こうした流れの中で、佐川町道の駅検討委員会からは、先般、町長から報告がありましたように、候補地として 2 カ所の推薦を受けているようであります。

私がこの 1 年間、ついでと言やあ、ついでになりますけれども、私から切り出して聞いたこともありますし、向こうからも話しかけてきたことがあります。この 1 年間、あちこちで道の駅の話を集集してみますに、あれを早うに進めてください、こういう声は一つも聞きません。反対に、極めて評判はよろしくない、こういう状況になっています。

確かに以前は、生産者の声といたしまして、生産物あるいは加工品を売るところが欲しいね、こういう声は私もあちこちで聞いていたことがあります。確かに、それはそのとおりだと思います。しかし今は、スーパーにも生産者コーナーなどもあります。そして、今、町の人は、道の駅とかが上郷や川内ケ谷にできても、もうそんな遠いところまでよう行かんぞね、という方も随分とおられます。

また、はちきん絡みの方にも聞いてみますと、「もうあのころとは随分違うし、やめたほうがええんやないかえ」と、こういうふうにトーンの優しい人から、「あんなもんつくったら大ごと、大して売るものもないのにどうなるが」とこういうふうに手厳しい声までがあります。

こんな声がある中で、先月 11 月 21 日の高知新聞には、日高村の村の駅、これの入場者が開場たった 4 年で 80 万人を突破したとの記事が載っていました。私もあの前をちょこちょこ通りますので、見ておりますが、まあ車がいつもよくとまっているなとは思っていま

した。

そこで私は、村の駅の責任者に、こうしたいろいろな情報を教えてもらおうと思ひまして、日高の村長にアポ取りを依頼しまして、これが実現をして会ってきたわけであります。

まず名刺を拝見いたしましてびっくりしましたのは、そこには、株式会社村の駅ひだか 駅長誰々と名前が書かれていました。私はてっきり、村の直営か、あるいはまた村が深くかかわっているものとはばかり思っておったからであります。

そして、話を聞くと、あの村の駅の建物は2億円かかっているけれども、村からの補助金は5千万円、4分の1しかもらっていない。そして、初めはトマトを中心に売ってくださいと、まあこういうふうに頼まれたただけだったということですが。確かに日高は、トマトがシーズンを通して比較的長くあるものの、それだけでは繁盛するはずありませんが。

あの駅長さんがさらに、私の疑問を解くように言葉を続けてくれました。実は私は、東京時代は卸専門にやっていたけれども、高知に帰ってきてからというものは小売り専門にやってきました。いろいろな苦労話、成功話もお伺いしたことでありますが、いわゆる流通のプロだったわけであります。まだまだ、言葉は続きます。この店をあずかってから、客のニーズにあわせていち早く品ぞろえをしているから、お客の層もぐっと広がってきまして今になっている、と。こういうふうに言っておられました。

これから先、この日高の村の駅に来たお客さんが、お客さんの足が佐川のほうに向くかはどうかは、佐川の魅力の発信次第ですよ、と。まずは、魅力の発信から始めてはどうですか、と。この日高の村の駅の店内にも観光案内所もありますので、パンフレットを置いたり、いろいろなことにつきましては、佐川のほうに足を向くいろいろなことにつきましては、なんぼでも協力します、と。現に、とある観光りんご園のチケットなども協力して販売をしています、と。

そして建物は今あるので十分じゃないですか、と。先に、新しく建てたりすると、なかなか、これはどうでしょうね、ということでした。反対とか賛成とかいうことでは全然ありません。新しく、建物を先、建てるのはいかななものかということでありました。

また、こうしたところには流通に精通した人がいないと、とても難しいですよ、と。そして、ああいう道の駅では、土産物はまず売

れない。土産物が優先して置かれているようなところは、恐らくすぐに閑古鳥が鳴き始めていると思いますよ、と。そういうことでありましたので、私はよくはわかりませんが、そのあたりは多少は納得しました。十和村のあの道の駅にも何遍もいきますし、あちこちもいきますし、いろんな情報は皆さんが御承知のとおりであります。

私がそこでちょっとお伺いしたのは、佐川の生産者のものも置いてもらえるかどうか、これがちょっと心配だったので聞きましたところ、その駅長は、日高の生産者とバッティングするもの以外なら何でもオーケーです、と。既に、パンやケーキ、リンゴ、梨、こういったものは置いて売っています、と。

私が思うに、はちきんの店の商品も、もうだんだん少なくなっておりますし、これから先、統計的にもつくる人が少なくなる。売るものはどんどん少なくなってくると思います。私は、こうしたことを総合的に勘案した場合ですね、道の駅を今さらつくるメリットはないと思っています。

9月議会では、町長は道の駅をつくるつくらない、こういったことは何も決めていないということでしたので、私は、今まさに町長が決断すべきは、道の駅構想から撤退する、こういうことを決断することではないかと思いますが、町長の御意見、判断のほどをお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。道の駅の要望書をですね、住民の皆さんからいただきまして、それから時間をかけながら今検討しております。先に結論を言いますと、道の駅の建設を撤回するということはいたしません。現時点で、必ず道の駅をつくります、ということも言っておりません。住民の皆さんとしっかり議論を重ねて入った上で、やっぱり道の駅があると、佐川町の皆さんが幸せに、前向きに暮らしていけるよねという判断になればですね、道の駅を建設をしたいというふうに思っております。

ただ、物産が売ればいいというだけではなくてですね、やはり、拠点として、国のほうでもいろいろな機能を考えております。佐川町としても、佐川町につくる道の駅であれば、どのような機能を持った道の駅がいいのかということ、場所もあわせて中身についても、今後しっかりと皆さんの意見を聞いた上で協議をして、建設をする

しない、どこに建てる建てない、そういうことも含めてしっかりと議論をして決めていきたいと考えております。重ねて、現時点で撤回をする思いはありませんので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

道の駅構想につきましては、5年前の町長の公約の1つだったと思います。実は私もですね、7～8年くらい前、もっと前になるかもわかりませんが、この道の駅についての研究をしたことがあります。そのときにですね、パース、道の駅のパースを見たことがありますけれども、このパースがですね、くしくも堀見町長と同姓同名の方が書いたというパースでありまして、私はこれは私の思い違いだと思っております。そのパースがどっかにありやあ、また見てみたいものではありませんけれども。それは大分前のことです。そのときにですね、私が研究しているころには、国交省の道の駅というのは、100メートルくらいの右折車線が要るよと。要するに、一定のところが3車線になるわけです。こういった条件がついておりまして、この佐川の町内、上郷から川内ケ谷までこの条件を満たすところといえば、ありません。立ち退きをしてもらう以外にないわけです。ですから、もうこれは、ちょっと、やっぱり無理だというふうに思ったことであります。

そこで、お伺いをいたしますが、今、国交省のほうのこうした要件はどうなっているのか、また、この事業費といたしましても、私がなんぼ軽く見積もっても10億は軽く超えると思いますが、このあたりはいかがなものか、御答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず、パースにつきまして、私が書いたパースではありませんので、それだけは御理解をいただきたいと思います。御承知をいただきたいと思いますというふうに思います。

国交省のほうの要件として、右折レーンが100メートル、そのしっかりと100メートルという数値が記載されてあったかどうか、私は今、正確な答弁ができませんが、そこまで明確に記されたものはなかったのではないかなあというふうに思っております。

それは、交通量とかですね、その場所場所の置かれている立地条件によって、国としてはその都度、判断をされているのではないかなあ。ある程度の基準は目安はあると思いますが、必ず100

メートル以上ということはないのではなかったかというふうに思います。

あと、道の駅の整備事業につきまして 10 億という話ありましたが、10 億以上かかっている道の駅もあるでしょうし、10 億もかかっていない道の駅もあります。それは規模に応じて金額が決まってくるので、一概に 10 億を超える超えないという議論はできないというふうに考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

私は、100 メートル以上と言ったわけではありませんで、100 メートル程度であります。担当課長から、そのあたりの情報があれば、お答え願いたいと思います。わからなければ結構です。道が、100 メートル程度の右折車線が必要かとか、それで事業費がアバウトでどれくらい想定している、それ、はじいていればのことで、なければ結構です。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。今のところ、事業費それから右折レーンの延長であるとか、そういった要件についてはちょっと調べておりません。以上です。

3 番（西森勝仁君）

了解をいたしました。まだその、今、町長は、ゴーとも何も決めていないということでもありますけれども。これはまあ、私の提案というかお願いでありますけれども。道の駅をつくるとなった場合にですね、この署名活動をしてきたのは J A はちきんの店さんを中心にしたものであると思います。

ですから、つくる場合、その事業主体ははちきんの店、ここに日高のように株式会社方式でやっていただきたい。そして賛同する人たちはそれに出資して、利益が出ればその利益配分を受ければいいわけでありまして、赤字が出れば、当然その逆であります。決して税金で補てんすることのないようお願いしたいと思いますが、お答えを願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。運営母体、運営方式につきましては、まだ何も検討しておりませんし、決まったものがあるわけありませんので、この場での答弁は控えさせていただきます。以上です。

3 番（西森勝仁君）

確かに、そういう答弁になろうかとは思いますが。ぜひですね、日高方式でやっていただきたいということを念頭に置いていただきたいと思います。

それとまた類似するんですけども、よく、こうしたものをつくる場合にですね、昭和の終わりごろだったと思いますけれども、一時期の雨上がりのタケノコのように第3セクター、こういったものが設立されまして、これもしまいには税金で尻ぬぐいをしなければならぬから、これも非常に危険がありますので、だめだと思います。

そしてですね、新産廃の最有力地が加茂だそうであります。町長も県の意向を尊重するということでもありますので、この後、丁寧な住民説明会が終われば、1月か2月ごろには本決まりになると思います。そのときにですね、地域振興策あるいは経済活性化対策とか称して、決して道の駅をメニューに加えないでほしいと思いますが、いかがですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。第3セクターの話ありましたから一つ答弁させていただきますと、第3セクターでも、うまくいっている第3セクターもあります。ただ、うまくいってない第3セクターが圧倒的に多いのは事実であります。なぜうまくいかないのかということをしつかりと検証することのほうが大事だというふうに私は思っております。

また、今、国におきましては、国土交通省は、官民連携をしつかりと進めていこうということに、今、取り組みをしております。ですから、行政と民間が連携をして何か行うということが、決して悪いわけではないということは広く町民の皆様にはお伝えをさせていただきたいと。御承知いただきたいというふうに考えております。

また、新たな管理型の最終処分場の話が出ましたが、現時点で県として最有力という話がありましたが、まだ最終的に決まったわけではありません。佐川町として、地域振興策を云々申すべき時期ではないし、そういう立場ではないというふうに認識しております。

ただ、隣の日高村につきましては、この最終処分場の地域振興策として村の駅を、実際に村の駅の建設費用に充ててるという話は聞いておりますので、それを私のほうから答弁としてつけさせていただきます。以上です。

3番（西森勝仁君）

了解しました。日高のように、振興策についてそのお金を入れるのもいいですけれども。私が言っているのは、日高の村の駅のように黒字経営が続けばいいわけですが、赤字補てんを税金でするなということを言っておきますので、これだけはしっかりと覚えておいてほしいと思います。

次に、地方創生事業についてお伺いするところでありますけども。持ち時間があんまり、なくなってきましたので、ちょっとですね、地方創生の事業の中の、この資料をもらってみますと、自伐林業、これによりまして、現在、古畑とか荷稻、あのあたりで作業道を開設しているところであります。

この開設道路につきましては木材を搬出するなどに使う目的でつくられているものでありますけれども、余りにもカーブや勾配がきつい。ですから林業関係者に非常に評判が悪いのであります。このことにつきましてはまたちょっとカーブを緩くしてとか、勾配を緩くして、カーブを広くして、こういった要望、苦情が町長には届いていると思います。

また担当課に言わせれば、今は徳島や奈良の先生の指導によって密度の高い道をつくっていると、こういうことでありますけれども。机上の設計と現場とは違いますので、ことしの1月ごろだったと思いますけども、町長にこのことを話したら、「そんなことはない、土砂も谷底に流れるようなことはない、よい作業道ですよ」こういう答弁だったので、私が、「それなら現地を一緒に見に行きましょう」というと、町長は「行きましょう」ということになっておりまして、私は町長の行ける日を知らせてくださいと、こういうふうをお願いをしておったところであります。

担当課にもこの旨を伝え、日時を知らせてくれるように頼んでありましたが、3月になっても待てど暮らせども何にも言ってこないで、町長に「あの作業道はいつ見に行くがよ」と聞きましたら、「もう行ってきましたよ」と言うので、「町長、それは話が違うがじゃないかよ」と。「林業関係者や製材関係者も一緒に行きたいいうて言いよったじゃないですか」と。「ほんなら1回行た言うけど、ほんならもう1回行きましょう」と言いましたら、町長は「もう行きません」と言うので、それっきりになっています。

行かんというものを、担当課になんば言うても担当課は困るだけです。そのままだっておるわけでありまして。この道

の開設作業は日々進んでおるわけであります。

私が思いますに、町長は確かに、あの荷稻は見に行ったと思います。見に行ったところが、町長は「ああ立派なええ道、土砂は絶対谷底のほうへは流れん」と言っておりましたけれども、これは誰が見たって、現場を見たら一目瞭然であります。

つまり、つき飛ばしの土砂はやはり谷底に流れるわ、カーブや勾配はきついわけで、思っていたことと違っていたと思います。とても2トン車に木材、これを満載して通れるような道じゃない。私も現場で作業している方に聞いてみました。「あんたらはこの道を木を積んで通れるかよ」と。「怖くないかよ」と。そしたら、「危ないですから車にはいっぱい積みません。少ししか積みません」とこういうことでした。また、特に危ないところはキャタピラーのついた運搬車で運んでいると思います。

こんな状況でも、荷稻の道の場合はまだましで、小奥の作業道、ここの現場といいますのは、古畑のバス停から約8キロ、7.5キロ入ったところでありまして。ここはまるでですね、モトクロス場。こういう状況であります。四駆でも恐らくもう危なくて通れない、おりられない、こういう道であります。カーブはS字どころかほとんどV字に近い。勾配は本当きつく、これざっと15度くらいはありはしないかと思います。霧生関のあの上りの勾配が6%。角度にして約3度であります。あれの5倍、5倍以上かもわかりません。四駆の車でもブレーキをかけたら、もう本当そのまま木馬のようになって滑り落ちそうであります。これを車で通るいうたら、サーカスあるいはスタントマンがいくような感じじゃないかと思います。

そして林業関係者が、そして製材関係者がどうしてこの作業道を改良してほしいと切実なお願いをしているかと言いますと、この町有林だけならそれでいいわけですが、町有林に隣接する民有林の所有者がこの作業道をシェアする。共用して木を搬出するとなった場合にですね、民間の方は少しでも高く売れる6メートルものに玉切りをしたいわけです。4メートルにカットしてしまえば用途が少なくなるから安いわけです。しかし、6メートルに玉切りすると、カーブで後ろがつかえて曲がれない。こういう状況になりますものですから、カーブはちょっと広げてください、こういった要望をしているわけであります。

先ほどの松浦議員の質問の中の答弁にも、町長は山の管理や振興

については、これから先、50年100年を見据えて、官民ともに長く一緒になってやらないかんわけですので、やっていきたいと。本当に、官だけじゃなくって、民も一緒になってやらなければいけないというふうに思うところではありますが。

そこで、この担当課の話に戻りますと、町有林では6メートルに玉切りすることは考えていないと。こういった予定はないので全て4メートルでいいので、4メートルだったらあのカーブが曲がれるから、このまま進めていくということでもあります。

しかし、どの山を通るにしましても、こうした作業道を共用してシェアして通ることはお互いさまであります。それがなければ、山の木は搬出できません。現に、私の西山の山も最近切り出して、隣の人を買収しまして木を切っていますが、道を通らせてくださいということで、気持ちよく通っていただいております。

担当課は、先ほど申し上げましたように、先生の指示どおりやっているとのことですが、これはもうね、町長が、みんなが使えて喜ばれる道にするよう指示を出してもらわなければ、私や関係者がなんぼ言っても現場の改善はされませんが、町長はこの住民の言うお話には聞く耳持たんのか、あるいは馬耳東風なのか、御答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森議員とまず道を見に行くという話は、私が一緒に行きましょうって言ったときに、もうええよっていう話だったものですから、もう一緒に行かなくてもいいのかなあというふうに私が勘違いをしていたのかもしれないので、また御一緒に行かせていただければなあというふうに思っております。

山の作業道につきましては、今、大きく言いますと二人の先生に指導していただいております。徳島県の橋本先生と、あと奈良県です。清光林業の岡橋先生に教えていただいておりますが、橋本先生のほうが、聞くところによると、少し勾配が急だというふうに聞いております。私も現地を見に行きまして、地元の皆さんからそういう声があるのであれば少し勾配を緩めてもいいのではないかというのは担当と話しをしました。その旨で、それ以降は恐らく改善をして道をつけてくれているのではないかなあというふうに思います。

ただ、今、西森議員がおっしゃったように、4メートルものを出すのか、6メートルものを出すのかによって、やはり条件が変わっ

てきますので、それは今後、町として集約をさせていただいた山をですね、山に作業道をつけるときに、そのあたりの確認を十分させていただいた上でしっかり取り組んでいくというのが大事ななあというふうには思っております。

ただ、佐川町につきましては、小規模な林業、自伐型林業を目指してやっております。作業道の道路幅２メートルということで、できるだけ山を切り崩さないというなかで作業道をつけていっております。大橋式作業道ということで、全国的にも、皆さんに評価をされている、認知をされている方式におきまして、今、作業道をつけておりますので、なかなか小さい林業を志すというなかでは、６メートルものを出すというのは難しいのかもしれませんが。それはしっかりと担当のほうでですね、きょうの西森議員の御意見をお伺いして、受けとめて、どのような判断をするかということは、担当のほうに、しっかり私のほうから指示をしてですね、今後進めていきたいなあというふうに考えております。以上です。

３番（西森勝仁君）

どうもありがとうございました。じゃあ、聞く耳は持つ、馬耳東風ではない、こういうふうに受け取ってよろしゅうございますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほどの答弁のとおり、しっかりと、住民の皆さんの声を聞いてですね、合意を取りながらエリアごとに計画を立てて進めていきたいと考えております。以上です。

３番（西森勝仁君）

わかりました。ありがとうございます。その２１現場を見に行ってもいいよということだそうですので、町長の行ける日程をですね１日か２日、これを担当課に知らせておいていただきたいと思います。

地方創生と森林経営管理法についてちょっとお伺いをしていきたいと思っておりましたところですが、あと３分ということですので、これに入ったらちょっと時間が中途半端になりますので。次にですね桜座、ここの駐車場と、国道ぶちに借地があって、年間１２０万前後ずっと払ってきているところがあるかと思います。今、佐川町も体力のあるうちにですね、あれを取得したらということ、この前に提案をさせていただいておりました。

そしたら、前向きに検討するということでありましたので、その

後、どんなふうに見て、どうなるのか、と
りあえずこの2点について伺います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。議会の一般質問のほうで西森議員から御質問いただきまして、町長のほうが総務課のほうでというようにお話をいただきました件についてでありますけれど、現在の状況といたしましては、これについては私の取り組みのほうが遅れておりまして、現在は関係書類の確認をいたしまして整理を行って、桜座については行政財産ということですので、所管する教育委員会と今後の対応について話をしたところまでというところまでしか、私のほうでは今のところよう進めておりません。以上でございます。

教育長（川井正一君）

桜座の用地につきましては、教育委員会の行政財産ということでございますので、今後につきましては、教育委員会におきまして、地権者の意向を確認の上、買収する方向で取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

今、それぞれ御答弁がありましたけれども、関係書類の整備中ということのようでもありますけれども、整備中って、それはですね、もうあのずっと前から書類は全部ありまして、ただ、変わったのは、所有者がお亡くなりになったので、その名義が変わっているか、変わってないかだけあります。面積が変わったわけじゃありません。これはもう本当に、それはまさに方便。何もしてなかったならそれでいいわけですけども。これからするということであれば、それでいいわけですけども、再度答弁願います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。整備中ということでは答弁のほう、させてはいただいております。確認と整理ということで、要するに、図面とか契約書のほう、私のほうがちょっと確認をしておりますので、その図面とか過去の契約書を確認して、どのようなものを教育委員会のほうに見せたらええのかというような整理という意味で、整備中とかということではありませんでしたので、整理ということで御答弁をさせていただきました。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

これやろうと思うたら本当、5分、10分の作業ですよ。これ、進めていただいたらと思います。後はですね、今の状況だったら、当初予算が組めるような状況じゃないと思いますが。けど、やろうと思えば、本当にすぐ済みます。いかがですか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。私どもも桜座の中に借地があるということで、その内容は承知しておりましたが、具体的な書類等々は私どもで持っておりませんでしたので、今般、総務課長からそういった書類の引き継ぎを受けるということになりまして、今後、まずは地権者の意向をお聞きする。それを踏まえて、次の段階では、いわゆるしっかりとした用地測量、鑑定、その段階へ進むことになろうかと思っておりますが、まずは私どものほうで、まず、第一段階の地権者の意向をお聞きする、それを今年度中にしっかりとやっていきたいと思っております。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

西森議員、持ち時間があと1分となっております。

3番（西森勝仁君）

わかりました。せいぜいスピーディに、よろしくお願いをいたします。

私の持ち時間がほとんどないようでありますので、通告してありました質問につきましては、いずれの機会にさせていただくものとして、本日の一般質問は、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、3番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、1時15分まで休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時15分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、5番、坂本玲子君の発言を許します。

5番（坂本玲子君）

5番議員の坂本です。どうぞよろしくお願いいたします。まず最

初に、健康づくり及び健康パスポートについてお伺いします。

厚労省は医療保険と介護保険で別々に実施している高齢者向けの病気と介護の予防事業を一体的に行う新たな仕組みをつくる方針を決めたと、高知新聞で報道がありました。まさに高知県の実施しているあったかふれあいセンター事業や健康パスポート事業はその先取りとなっている事業の1つです。

佐川町でも介護予防や健康づくりに力を入れており、今年度から健康パスポートのポイントに応じて特典ができたり、チャレンジ2018の取り組みが始まったりと、健康福祉課の皆さんが頑張ってくれています。新しい仕事を始めることは、今でさえ忙しい職場がもっと大変になることを覚悟した上でやってくれていることを考えますと、大変な御負担をかけているのだろうと推測できます。

しかし、町民の将来を本気で考えるとき、必ずやそれは町民のためになります。そして職員の方も、後手後手で対処しては仕事は増えるばかりですが、予防をしていくことで将来的に仕事が減っていくことにもつながります。

ところで、今年度から新しい取り組みで、パスポートに力を入れられましたが、そのパスポートの取得者数はどのように変化しましたか。

健康福祉課長（田村秀明君）

坂本議員の御質問にお答えします。高知家の健康パスポートの取得者数でございますが、平成29年度末、ことしの3月の末の時点になります。387人。平成30年11月末現在が934人と伸びております。以上です。

5番（坂本玲子君）

健康パスポート事業は、パスポートを取得することや、ポイントをためて特典を得ることがその目的ではありません。その事業に参加することで健康で長生きができる人が増えてくるのが大切なのです。その事業により、そんな方が増えてくることを願っています。

ところで、この事業の目標、パスポートの取得については、どれくらいを目指していますか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。議員の言われますとおり、目的は町民の方が健康で長生きできることが目標なんです。目標の数としましては11月

末の現在で、佐川町での健康パスポート取得率が 8.5%ですので、平成 30 年度末は 10%を目指しています。

5 番（坂本玲子君）

県内の市町村の取得率を調べてみました。パスポート取得者数を有権者数で割り、率を出しました。10 月末で土佐町が約 12%で 1 位、続いて中土佐町、日高村、香南市と続きます。佐川町のパスポート取得率は 10 月末では 7.2%。34 市町村中 7 位でした。しかし、行政報告で 11 月には 934 名の方が取得されていると言っていましたから、8%を超える値にまで伸びており、すごい伸び率だなと感じました。取り組みに力を入れたのは今年度からですのでまだまだ伸びしろがあります。ちなみに、1 位の土佐町並みになるには、約、土佐町が 12.何%かですので、13%になるには約 1,500 人の方の取得が必要となります。あと 500 人、できない数字ではありません。

せっかくチャレンジ 2018 や特典ができたので、その推進に協力しようと、健康パスポート取得やポイント獲得のチャレンジを進めました。そこで気がついたことがあります。特典の恩恵を受ける前に、健康パスポート取得が必要です。しかし、そこでつまづいている高齢者の人が多いのです。いくら説明を受けても、一緒にパスポート申請まで手伝わないとたどりつけない方が多いのです。

町に必要なことはその流れをつくることではないでしょうか。パスポートを取得するまでの障害をできるだけ低くすることが必要です。それに関してどのような対応をされているかお聞きします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。健康パスポートを取得しやすくする対応としまして、即日交付の機会を設けるようにしました。かわせみで行っていますセット健診時の会場で健診を受診したときに配布しますヘルシーポイントシール、これはピンクになるんですが、ピンクに加え、健康教育、知る、参加する、を行ってヘルシーポイントシール緑をあわせて交付し、その場で健康パスポートの説明をするとともに、希望者に発行するようにしました。

その結果、6 月の健診では 152 人、9 月の健診では 92 人、11 月の健診では 60 人、計 304 人の取得がありました。

また、きのう開催されました佐川町健康福祉大会の会場でも、健康パスポートコーナーを設け配布をしています。そのほかですね、12 月の広報にも掲載しましたが、各地区の集落活動センターで、高

知家健康パスポート等の発行を行う日をそれぞれ設けています。

ちょうど本日はですね、尾川のたいこ岩で発行していますので、今後も伸びると思っています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

さまざまな取り組みをされて、このようにパスポートの取得者が増えていったことと思います。もう 1 点感じたのは、どうしたらポイントを取得できるかがよくわからないという人がいました。いわゆる激しい運動はできないけれども、百歳体操なら参加できる高齢者がたくさんいます。研修会なら参加できる方がいます。

佐川町では、各地域で百歳体操を実施しています。しかし、それは今回のチャレンジ 2018 以外ではポイント付与にはつながっていません。そういう方にも付与できる仕組みづくりが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。ヘルシーポイントの配布につきましては、付与が可能な団体、百歳体操のお世話役さんからですね、平成 29 年度の意見としまして、百歳体操の会場でその都度配布すると紛失してしまうことがあるのではないかという声があったことからですね、平成 30 年度についてはチャレンジ 2018 の中に組み込んで実施する運びとなっております。

今後の配布につきましては、お世話役さんや参加者の意見を聞いてですね、決定する予定です。

5 番（坂本玲子君）

そのほかにもですね、佐川町には任意団体で健康増進や運動をしているグループがあります。さくらスポーツクラブではポイントを発行していますが、同じスポーツをやっている佐川町体育会の任意団体ではどうなっているのでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。任意団体は直接ですね、県のほうにヘルシーポイントを付与する申請ができないため、町を通して申請する必要があります。活動の内容やスケジュール、問い合わせ先、代表者名等を教えていただければ、町のほうからですね県に申請をして各活動で配布することは可能となります。

また、町内の団体については必要に応じて説明をさせていただきたいというふうに考えています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

県に、健康パスポート事業のポイント付与を対象事業で申請すれば、任意団体でもその対象となれます。そういう事実を、制度を知っている方が非常に少ないと。私はそういう事業があることを知って、その団体の方に、手続きをすればいいよということで、その団体が付与対象となりまして、非常に喜ばれました。

そういうことを知っていただくためには、一人一人に課の方が全部説明するというのはなかなか困難かと思いますが、広報等でそういうもの、こういうものがあるよということの周知徹底をしてはいかがでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。平成 30 年度は商工会との連携及び高知家健康パスポートや、めざせ健康体クラブ事業の認知度を上げることに重点を置いてきましたが、今後は、議員さんおっしゃるとおりですね、広報などでヘルシーポイントの付与の申請について周知を図っていきたいと思ってます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

またですね、健康パスポートアプリが 9 月からできまして、私も早速そのアプリを入れました。これは非常に容易にポイントの取得ができます。それについても同時に周知をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。健康パスポートアプリもですね、同じように、広報とかですね、会議、またそういった周知ができる場があればですね、順次周知していきたいというふうに考えてます。

5 番（坂本玲子君）

本当に、町職員が全てのことににかかわるのはなかなか難しいかと思えます。しかし、情報発信するのはそんなに難しいことではありません。町民の方々が健康づくりに本気になってくれれば、10 倍も 100 倍もの力になります。みんなの健康を守れるのですから、ぜひ、そういう情報発信に力を入れていただきたいと思います。

私も健康パスポートを取得しまして健康について考えるようになりました。健診を受けるようになりました。多くの町民の方々にもぜひ積極的に参加していただきたいと思います。そこで、町職員だけではなかなか難しいこの事業を広めるために、集活の支援

員やあったか職員の協力を得るのはどうでしょう。

今回は町職員が出向いて集活でパスポートの発行事業をするというふうなことで伺っていますが、そうではなくて、その集活の職員とかあったかの職員が、みずからその町役場のかわせみの方がいなくっても、そういうことを推進できるような、そういうふうなシステムになっていけば、ぐっと広がるんじゃないかと思いますし、また、今、パスポートを持っている方の一人一人が、一人が一人増やすだけで倍増します。そういう、そのパスポートを持っている方、あるいは健康に関心のある方などに推進員になってもらおうと。で協力を仰ぐこともいいのかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。町職員だけでなくですね、集落支援員であったり、あったかふれあいセンターの職員の協力ということで、これにつきましては現在もですね、協力をいただいています。あったかふれあいセンターの職員には、利用者で百歳体操に参加をしている方についてはパスポート取得に向けて協力をいただいています。

また、集落支援員については、ウオーキングイベントの開催時にヘルシーポイントを付与する取り組みなどについて協力をいただいています。今後も積極的に協力をお願いしたいというふうに考えています。

また、パスポートやマイスターの保持者の協力ということなんですが、ここについてはまた今後ですね、課内で検討を進めていきたいというふうに考えてます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ところで、パスポートがマイスターになった方はカードになっていまして、ポイントを張る場所がありません。せっかく町独自の特典もつくったんですから、マイスターになっても続けられる何らかの工夫が必要だと思いますが、町としてはその点についてどのように考えているのかお聞きします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。個人へ、町独自のインセンティブを付与する、めざせ健康体クラブ事業について、今年度開始しており、高知家健康パスポート事業実施期間が確定しています 2021 年度までの 4 年間は、現行の取り組みを継続する予定としています。従いまして、1

年間で、80 ポイント掛ける 4 年間、320 ポイント分のシールを張るものが必要になります。高知家健康パスポートⅢまで全てを張るとですね、200 ポイントになりますので、残りの 120 ポイント分をですね張ることができる台紙をですね、健康福祉課のほうで作成することを今検討しています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね、マイスターになった方も喜んで続けられるように、検討を続けていただきたいと思います。

ところで、佐川町の特定健診の受診率はどれくらいでしょうか。大体 40%前後だと聞いていますが、それからなかなか伸びない。その伸びない理由はどこにあるとお考えでしょうか。

町民課長（和田強君）

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。特定健診の受診率につきましては、平成 29 年度の実績としまして 39.1%ということになっております。平成 28 年度は 40.8%でしたので、昨年度 1 ポイント少々落ちた形になっております。

この受診率の伸びない原因といいますか、についてですが、勧奨の電話とかをさせていただいた中でお聞きしている内容としてはですね、一応健診を受けた場合に、健診でひっかかったら病院のほうに通院することになりますが、通院された場合には、もう病院に行っているということで受診をしなくなるとか、あとはですね、御自身がですね、2 年に 1 回健診を受けようというふうにですね決めてらっしゃる方とかもいらっしゃいまして、2 年に 1 回受けていらっしゃるとか、そういう方。あとは、年齢的には高い年齢の方のほうを受診率が高く、被保険者数が多いんですが、国保は 74 歳までで、その後国保から後期高齢者のほうに移行していきますので、そこで抜けていく分に対して特定健診 40 歳から対象になるんですけど、国保で 40 歳になられる方っていうのは、人数少のうございますので、そういったのも含めて、なかなか伸び悩んでいる状況でございます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

通院をされている方は、ある意味では、体のコントロールをされているということですので、問題がないんじゃないかなあと私は思うんですが、2 年に 1 回受ける方が多いとしたら、それでも 50%ぐらいまではなります。

やっぱり若年の 40 歳からの方が少し受診率が低いようにお聞きしましたが、最近、佐川町では専業農家の方が増えてきました。その方たちに受診を進める突破口として、やはり J A などに協力をしていただいて、パスポートを入り口として受診者を増やしていくというふうな手もあると思います。

また若い人が多く加入している体育会などの方にも、そういうところを通じて進めていくというふうな突破口があるかと思いますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

町民課長（和田強君）

お答えいたします。先ほど言っていました若い農業者の方とか体育会の方につきましてはですね、ただ国保じゃない方もいらっしゃると思いますが、国保じゃない方につきましても佐川町民であることには変わりありませんので、そういった方にですね団体等を通じて、または個別にですねその受診についてのお勧めをですね、していきたいと思っております。

5 番（坂本玲子君）

私は、以前は健康に余り関心がなくて、何とかなる、というふうな考えでした。しかし、健康づくりやこのパスポート事業にかかわるうちに、その考えが少しずつ変わってきました。町民の方々も、最初の動機は特典を受けただけかもしれません。しかしそれにかかわるうち、意識が少しずつ変わります。

ことしのたらふく祭りで医療生協の方が血圧や尿検査を実施しました。その担当だった方が、受診者が昨年と違い非常に積極的だったとお伺いしました。ポイント取得のためにみずから進んで受診する姿があったようです。また私の友達で、休肝日なしで家でだららの不健康な生活をしている方がいました。その方はパスポートを取得してから、健康アプリをダウンロードして、毎日歩くようになったそうです。彼の生活も、やはり健康へと動いてきました。

またパスポートのランクアップをするためには、健診や特定健診だけでなく、がん検診受診などが必要となります。そのため健診を受けたという方の話も聞いています。

今年度当初、健康パスポートについて何も関心がなかった人も、いざ取得できたら関心が高まり、有利な情報を積極的に集めたりするようになりました。最近いろんな会で健康パスポートの話をするとう盛り上がります。佐川町で何か大きな風が吹き始めたように感じ

ています。健康福祉課の皆さんの努力が実り始めているのです。せっかく吹き始めた風をさらに大きな風に変えるために、今後これについてどのように展開していくつもりなのか、お伺いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。高知家健康パスポート事業につきましては、2021年度までは実施が確定していますが、その後はですね、県の動向を見ながら検討したいというふうに考えています。また本事業は、国民健康保険事業における保険者努力支援制度の項目の1つとなっており、広く住民の方にとって疾病予防や健康づくりについての意識をしてもらえるきっかけとなる事業となっているかどうか、毎年検証を行い今後の事業を展開していくように考えています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

県は2021年の末までで、一応この事業を打ち切るのか、打ち切らないのか、一応は2021年末までっていうふうになっていると思いますが、健康について言えば、2021年に完結するものではありませんので、ぜひ、前向きに町民の方々が健康づくりに積極的に動けるような施策を続けていただきたいと思います。

町としてパスポートを獲得するハードルを低くする。どうやったらポイントを取得できるか道筋をつくる。特典を得ながら健康になっていく、そういう道筋を今後ともつくっていただきたいと思いますし、また健診の受診率もここ数年横ばいを続けています。これを突破していける手段としてもパスポートは有効です。人とのつながりを大切にし、社会参加の多い人は健康な人が多いことは統計でも示されています。誰かのお役に立てることは生きがいをつくります。わいわいつながり、運動する。それは介護予防や健康寿命につながります。

それは介護保険料を安くしたり、国保税を安くするということにもつながります。今でも十分大変な仕事をやっていただいていると思います。しかし、今の頑張りが町民の幸せにつながることを、また町や町民の財政負担を少なくすることにつながることを考えると、やりがいのある仕事ですので、これからもぜひ頑張っていただきたいと思います。

続きまして第2問目に移りたいと思います。

災害に強いまちづくりについてお伺いします。

11 月、議員全員で九州の視察に行ってきました。目的は 2 つあり、1 つは行政や議会のペーパーレス化に関して、もう 1 つは大災害に関してでした。災害につきましては、熊本地震で大きな災害のあった益城町及び熊本城の視察を行いました。修復中の熊本城では、その被害の大きさと修復の困難さを肌で感じました。九州の地盤の弱さや断層が大きな災害を引き起こしていると感じました。

益城町では実際に対応した職員によって説明がありました。佐川町でも東日本大震災や熊本地震を教訓として、防災、減災のためさまざまな準備を行っています。せっかく学んできましたので、佐川町の現状を知り、よりよい防災ができるようにしていきたいと願い質問させていただきます。

益城町では、被災直後、役場職員の多くが避難所の運営にかかわり、災害対策本部の人員が不足したとのことでした。この教訓から益城町では、避難所では地域住民の自主運営を原則とするという方針に変換したそうです。益城町では予定していた避難所のうち、被災があり開所できない避難所があり、16 カ所の予定が 10 カ所しか開所できなかったそうです。

佐川町では避難所の耐震が実施されており、そんなことはないと思います。しかし、自主防災組織は、今、自治会ごとにつくられています。自治会ごとではなく避難所ごとの自主運営ができる組織化は必要と思います。佐川町では避難所運営マニュアルを順次整備しているところですが、地域住民の自主運営を原則としているのか、またそのマニュアルに沿った訓練ができているのか、お聞きします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えさせていただきます。佐川町では、先ほどの御質問にありましたように、平成 28 年度から地域防災計画で規定されております拠点避難所ごとに避難所運営マニュアルのほうを作成しております。このマニュアルにつきましては、平成 32 年度までに全ての拠点避難所での作成を完了する予定ということで現在取り組んでおります。

マニュアルの内容といたしましては、御質問がありましたけれど、地域の方々が主体となり、避難所の開設、避難者の受け入れ、運営ができるものという内容になっております。

またマニュアルを使用した訓練ということにつきましては、例えば避難所ごとにマニュアル作成に御尽力いただいた避難所準備委

員さんが自立して訓練を実施することはできないかと、そうするにはどういった取り組みが必要かと、そのようなことにつきまして、現在、佐川町自主防災組織連絡協議会のほうと協議を行っているところでございます。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね、実際に動ける形のマニュアルにさせていただけたらと思います。また災害時には、特に専門的知識、資格を持った人の力が必要となります。他の自治体では、医療、介護、建築、情報、通信など災害時に必要となる専門的知識を持ったボランティア登録を推進しています。佐川町でもそういう災害専門ボランティア登録制度を創設してはいかがでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。坂本議員おっしゃられましたように大規模な災害が発生した場合、このような場合には迅速、円滑な災害救援ボランティア活動を実施するために、被災者の支援に役立つ専門的知識、技術を持つ方をあらかじめ災害救援の専門ボランティアとして登録しておくということで、このような場合は災害時に町や社会福祉協議会らの要請に基づき活動していただくということで、このような取り組みについては非常に有効な取り組みだというふうに考えております。

ただ現時点では、この登録制度の創設に関しまして具体的な方法については検討しておりませんが、今後、町にとってどういった専門知識あるいは技術を有する方にボランティア支援をしていただくのがよいのか、また登録制度を、結局、運営する主体ですけど、主体が町がよいのか、社会福祉協議会がよいのか、など、そのあたりのことを社会福祉協議会のほうと協議しながら考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

本当に前向きに検討をしていただきたいと思います。もう 1 点、災害時応援協定についてお聞きします。

益城町では、県下市町村との協定がありましたが、ほとんど、災害のときには機能しなかったそうです。南海トラフを考えたときに、四国内の市町村との協定はほとんど機能しない可能性があります。それについての対策はどのようにとられているのか。

また災害時のとき一番活躍をしたのは消防団だそうです。地域の

ことがよくわかっている消防団の方の活躍は頼りになる存在です。トラック協会との輸送協定、ホテルとの宿泊所提供協定は機能したというふうに報告されています。実際に実行できる可能性のあるところとの協定を行う必要があると思いますが、佐川町ではどのようにしているのかお聞きします。

総務課長（麻田正志君）

現在、町のほうでは町外のところでありますけれど、被害を受けた町が独自では十分な応急措置ができない場合に、被災した自治体の要請に応じて、食料品の提供あるいは職員の派遣などの応援を行う災害時等相互応援協定、こちらのほうを平成 18 年 4 月の 21 日に鳥取県南部町と、そして平成 25 年の 2 月の 14 日には北海道北見市のほうと締結をしております。それ以外の協定につきましては、今、坂本議員のほうからお話しがありましたように、今後もさらに実態に沿った協定ができるように考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

先日行きました益城町では、コンビニとの食料提供の協定を行って、1 万人以上分の食料供給の実施訓練を行っているということがありました。佐川町でもそういう食料供給などで推進すべき点があるかと思いますが、それについての現状と今後の方針についてお聞きします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。初めに、現在、町で取り組んでおります大規模災害が発生した場合の飲料水とか、食料の備蓄の件について御説明をさせていただきます。

まず個人備蓄の促進といたしまして、現在、ずっと開催しております防災まちづくりサロン、これの開催時におきまして、それぞれの御家庭で飲料水、食料とも 3 日分の量を備蓄していただくように啓発のほうをさせていただいております。飲料水では 1 人当たり 1 日 3 リットル、3 日分の合計で 9 リットル分、そして食料につきましてはレトルト食品や缶詰、このような保存に優れた食品を備蓄していただくように、お願いのほうをさせていただいております。

またそれとは別に、避難所のほうの備蓄につきましては、松浦議員の一般質問のほうでもありましたけれど、想定される避難者 1,200 人分、1,200 人の 1 日分の備蓄のほうを、飲料水については

2023 年度、アルファ米については 2019 年度に完了するように、今、備蓄のほうを進めております。

備蓄の取り組みにつきましては、今申し上げましたものを実施しておりまして、コンビニとの食料供給については、今のところは考えてはおりません。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

わかりました。1,200 人分の備蓄を予定をしているということですね。最近、高知新聞で、県内の土地の液状化について書かれていました。県内では 1,100 棟の家屋が液状化によって崩壊すると言われていますが、佐川町ではどうでしょうか。また佐川町で何が一番危険性が高いと考えておいでなのかお聞きします。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。これにつきましては、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課のほうで平成 25 年 5 月に公開いたしました高知県版南海トラフ巨大地震による被害想定、こちらによりますと、佐川町では、現時点での最新の科学的知見に基づく発生する最大クラスの地震が発生した場合、その場合、液状化による家屋の全壊、半壊の被害想定につきましては、5 棟未満というふうに想定されております。

また、佐川町で考えられる一番の危険ということにつきましては、平成 25 年の県の被害想定にもありますように、建物倒壊による死者、そして負傷者の人数が多いことから、地震の揺れによる家屋の倒壊、こちらのほうが一番の危険ではないかというふうに考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

家屋の耐震化が非常に重要だということがわかりましたが、耐震化につきましては、昨年度だったか、耐震化率の計算をするのにその基準を変えていくと。というふうなお話だったと記憶していますが、どういうふうに変えたのか、また耐震化の進捗状況はどうなのかお聞きします。

産業建設課長（田村正和君）

坂本議員の御質問にお答えします。住宅の耐震の進捗状況と計画上の耐震化率ということだと思います。まず、木造住宅の耐震化の支援事業につきましては、南海トラフの地震対策の要として平成 20 年 3 月に策定をしました佐川町の耐震改修促進計画に基づき

まして取り組んでおるところです。

これまで、費用の自己負担や防災意識の低さから工事件数が伸び悩んだ時期もあります。平成 27 年度末の耐震化率の目標であった 90%には達していないものと思われます。

しかし、平成 28 年 4 月に発生しました熊本地震の影響もありまして、平成 27 年度末までの 8 年間で耐震工事の補助実績が合計 45 件であったものが、平成 28 年度単年度で 23 件、平成 29 年度では 30 件の工事の実績となっており、町内での耐震化は着実に伸びておると思います。

なお今年度は、6 月の大阪府北部地震の影響から 11 月末現在までで 28 件の受付となっておりまして最終的には工事实績は昨年度をさらに上回ることが予想されております。

近年、大きな地震が頻発をしております。南海トラフ大地震の発生確率も修正という形で見直しをされております。現在、住民の防災意識が高まっている間に、住宅の耐震化の啓発活動を強化しまして、地震災害から、尊い住民の命と財産を守るということを目的に推進を図っていきたいと思っております。

続いて、計画上の、今現状の率ということでございますけども、この率につきましては、今年度、策定をいたします 2 期計画においても現状の率を算出するようにしております。ただ、現状におきまして課税台帳の数字から導くことがなかなか困難であると判断しております。

今回その耐震化率につきましては、国、県が行っております統計的な検証に倣いまして、住宅と土地統計調査の調査結果それから調査方法を参考にしまして、町内にて抽出した調査を行う予定にしております。それをもちまして耐震化率を、現状を推計することを予定しております。

ただ、今、今時点ではまだ算出をとるか、しておりませんので、年度内に検証して示したいと思っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

新しい基準での算定はされていないということですが、以前の算定基準でやると、今、大体何%になっていますか。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。以前、第 1 期計画の耐震化率を出してはりましたが、あれは課税台帳の数値をもって算出をしてはりました。今、御

質問のあった今現状の率を示すとすればですね、県が第2期計画で示しております平成27年度末の77%が参考値としてお示しできる数値となります。以上です。

5 番（坂本玲子君）

20件とか30件では、なかなか耐震化率が上がるということには難しいかと思いますが、少しずつでも頑張ってもらいたいです。

さて、東日本大震災の教訓を受け、佐川町でも国土強靱化地域計画が策定されました。この計画での基本理念では、大規模自然災害からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最少化を目指しています。この地域計画での基本は、大規模自然災害という認識でよろしいでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。当町の国土強靱化の地域計画、こちらのほうにおきましては、人命の保護、こちらのほうを第一義としまして、一人の命もなくさせないという思いを基本的に策定のほうを行ってまいりました。

策定当時におきましては、大規模自然災害のほかにも人為的に発生いたしました糸魚川市の大規模火災、またミサイル攻撃の脅威が迫る状況ということもありまして、これらも含めた計画づくりということにしておりますけれど、災害の種別のほうから見ますと自然災害が圧倒的に多い状況であります。このような状況から大規模自然災害等と記載をし、主体的な位置づけというふうにさせていただいております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

本当に、主が大規模自然災害となると思います。この計画には膨大な事業量があって、担当されている方の苦労が多いかと思います。しかし、ことし6月には大阪北部地震、7月には西日本豪雨、9月には北海道地震があり、多くの犠牲者が出ています。南海トラフ地震はいつ起きてもおかしくない状況にあります。そのとき1人の犠牲者も出さないためには行政はもとより住民も力を合わせてやっていかなくてはなりません。

さて先日、室戸沖で米軍機が墜落した事故がありました。また2～3日前、佐川の上空でもオスプレイかと思われる機体の確認がさ

れました。そういう武力攻撃に関しては国民保護計画のほうで明確にしていくのがいいのではないかなと、私は思います。1つの計画で全てのリスクに対応するのは無理があります。それぞれの役割を明確にし、計画をたてることが肝要ではないでしょうか。5年計画ですから、次の計画を立てる場合には、その辺についてさび分けをしたり分別をしていくようにしていってほしいかと思えますが、その点ではいかがでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。計画の見直しにつきましては、計画期間の終了年度に行う予定としておりますが、これは先ほどもありましたようにこの5年間、この5年間に実施された施策、事業の進捗状況、このようなものを初め、情勢の移り変わり、また議員の皆様からの御意見、御提言も披露させていただきまして、適切な見直しにつなげていきたいというふうに思っております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

視察をさせていただいて、自分が気づかないところが多くあることがあって、大いに勉強になりました。災害について、実際に経験した職員の方にその御意見を聞くことは、佐川町にとっても大いに役立つと思います。自分の町の災害に備えるために、そういう方の声も、これからも聞いていきたいなと思っています。

また、地震などの自然災害をなくすことはできません。被害を最小限に抑えることはできます。過去の災害に学んで備えることは大切だと思います。ぜひ、これからも将来のために、住民とともに防災、減災を目指して備えていただきたいと思います。

以上で、2問目の質問を終わります。

続きまして、3問目に移ります。学校の安全安心についてです。

大阪高槻市での、学校のブロック塀が倒壊し子供が死亡した事件は御存じのことと思います。佐川町でも学校のブロック塀について調査をして補正予算を組み対応しています。しかし現実的にいいますと、あの事故は通学途中の事故でした。学校だけがきちんと対処しても事故は起こり得ることは明らかです。通学路についての調査についてお聞きします。調査をしていますでしょうか。

教育次長（片岡雄司君）

坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。通学路の調査

につきましては、平成 24 年度に全国で下校中の児童生徒が死傷するという事故が相次いで発生しましたことから、平成 24 年 8 月に、関係機関と連携をしまして、通学路の緊急合同点検を実施するとともに、必要な対策についても関係機関で協議をしましてまいりました。

その後、平成 26 年度から道路管理者や学校関係者などで組織をします佐川町通学路安全対策連絡協議会を設置しまして、関係機関の連携のもと、継続的に通学路の安全確保に向け、協議と対策の実施に取り組んでいるところでございます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

安全対策連絡会ができていて、そういう安全に関してはもう大丈夫だと、というふうに理解をしてよろしいのでしょうか、それとも、それをしているが現実的にはまだたくさん危ないところはあるという意味でしょうか。

教育次長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。先ほど言いました佐川町通学路安全対策連絡協議会で一定の P T A 等の要望につきましては協議をし、対策の実施に取り組んでおりますが、教育委員会としましては、町内児童生徒が通っている全ての通学路につきまして、危険箇所を把握している状況ではありません。

しかしながら、先ほど申しましたとおり、各学校ですね、それと各学校の P T A、保護者、各校区内の危険箇所につきまして、毎年要望をしていただいておりますので、委員の皆様、そしてですね、委員のみなで協議をしまして、改善に努めているということをしておりますので、危険箇所につきましては一定のところ、把握しているという状況にあります。

5 番（坂本玲子君）

県ですね、ブロック塀撤去の補助金については、4 メートル以上の道幅がないと補助対象とならないとか、いろんな、なかなか改修しにくい状況があると思いますが、そういう、例えば 4 メートル以上ならそこで補助対象となるよとか、それからその狭い地域では、ある私の聞いた範囲では、地区計画を立てることによって、狭い道路でも改修に補助対象となるというふうなことを聞いたのですが、その辺のことについてはいかがでしょうか。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。ブロック塀の補助事業についての御質問ですけど

も、まずブロック塀等の地震対策の補助事業につきましては、地震時に倒壊をしますと、避難路を塞ぐということがありまじたり、人命救助活動の妨げになることを未然に防ぐということを目的にやっております。

今、坂本議員の言われる４メートルということですが、まず、ブロック塀の撤去の補助対象となる要件としましては、ブロック塀に隣接する道路が耐震改修の促進計画に位置づけられた道路であることが必要となってまいります。

御質問のあった道路幅４メートルの件につきましては、ブロック塀に隣接する道路が、先ほど説明をいたしましたとおり促進計画に位置づけられた道路であれば、ブロック塀撤去の補助対象外となることはございませんので、狭い通学路であっても補助事業を活用することが可能です。

ただし、道路幅４メートル未満の道路の場合はですね、佐川町都市計画区域内の建築基準法の第４２条２項という２項道路という、通称２項道路と呼ばれてますけど、に指定されている町道に関していうと、道路の中心線から２メートル、塀を後退させる必要が生じてきます。その点については別途配慮する必要がございます。以上でございます。

５番（坂本玲子君）

地区計画に位置づけられれば、それ以下の幅でも大丈夫だと。ただし、都市計画の関係からいうと、中心から２メートル以上下げなければならないと。ということは、現実的にいえば、狭い道路ですぐに家が建っていて、そこにブロック塀があると。２メートル以上下げられないところは対象とならないという意味ですか。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。ブロック塀、狭い道路であって後退できない２メートル、道路の中心線から２メートル後退できないということになると、建築基準法の違反となりますので、現在のところ実施ができないということですが、セットバック、後退できない場合であっても、ブロック塀の撤去のみの場合も補助対象になりますので、その場合は補助事業をですね、活用していただきたいと思います。以上です。

５番（坂本玲子君）

再確認ですが、道路の中央から２メートル以上離れていると。と

いうことは反対側が1メートルしかないわけですよ。2メートル道路としたら、例えば。そしたらその反対側は、その2メートル確保がなくなってもいいという、結局2メートル下がっても、最初の道が例えば2メートルだとしたら、3メートルの道路になりますよね。そういう場合でも大丈夫だと。撤去だけなら、どんな狭い道路でも対象となるという意味ですか。

産業建設課長（田村正和君）

ブロック塀を撤去の補助事業を使う場合ですね、そのブロック塀をのけるという補助の申請者の方のブロック塀について、その2項道路に接している場合には、後退が必要になります。ですから先ほど言った2メートルの現道がありまして、ブロック塀を補助事業でのけるということになった場合には、2メートルセットバックをして再設置をする必要が生じてきます。

ですから、先ほど坂本議員が言われたようにブロック塀を撤去した後は3メートルになるということでございます。以上でございます。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。田村課長の答弁に補足をさせていただきます。

反対側が仮に2メートルなくても、現状のままで手をつける必要はございませんので、撤去する側の処置だけ、例えばブロック塀だけ取り壊したいというときは補助金を使ってブロック塀を取り壊すことは可能になります。以上です。

5 番（坂本玲子君）

撤去のみなら、道幅がなくてもできるというふうに理解しました。

次は、学校のエアコン設置に関してお聞きします。

学校のエアコン設置に関して、今年度、国の補正で予算化されています。国は全ての普通学級でエアコンを設置できるように予算化をしました。それを受けて佐川町でも12月議会でエアコン設置の補正予算が出されています。その概要について、説明していただきたいと思います。

教育次長（片岡雄司君）

坂本議員の御質問にお答えをいたします。今回の補正予算におけるエアコン整備につきましては、休校中の黒岩中学校を除く町内全ての小中学校6校全ての普通教室と特別教室にエアコンを設置す

ることとしております。

エアコンの整備台数につきましては、基本的に各教室に2台整備することとしておりまして、小学校で123台、中学校で52台の合計175台を整備することとしております。その内訳としましては、普通教室80台、特別教室に95台、またキュービクル式高圧受変電設備4台を整備することとしております。

そしてその工事請負費としましては、小学校費におきまして2億7,300万3千円、中学校費で5,312万6千円の合計3億2,612万9千円を今回の12月議会で補正予算に計上させていただいております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

その全体の額は3億2千万ほどですが、その中で国や県の補助があると思いますが、それはどれくらいを予想をしているのでしょうか。

教育次長（片岡雄司君）

お答えいたします。普通教室だけの補助の対象となっておるわけですが、国のほうが3分の1で、あと町の負担に値する分がですね、県議会のほうでもちょっと県のほうから出されておりましたが、情報は入っておるだけで決定はしてないと思うんですが、4分の1県補助がいただけるという情報となっております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

エアコン設置に関しては補助金が出るということですが、その運転費用、例えば電気料の補助についてはどのようになっているのかお聞きします。

教育次長（片岡雄司君）

エアコンの電気料とかのランニングコストの件だと思うんですが、今回、小中学校6校に係るランニングコストとしまして、電気代が月平均130万円で年間1,560万円。また保守点検料としまして年間300万円程度必要になると試算をしております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

その購入されるのは多分業務用のエアコンだと思いますが、その業務用は非常に家庭用と比べて単価が高いと。しかし、値引率も非常に多くて、定価の3割ぐらいい入ったりするというふうな話もあります。今回は国が全国一斉にエアコン設置の予算を計上しましたので、機種を選び方や交渉の仕方とその値段は大きく変わってくると思います。また容量の大きな器具にすることで将来必要な電気料

が少なくて済みます。

エアコン設置の補助に関しては、その額の上限額が決められているとお伺いしておりますが、そのために容量の少ない機種を選ぶと、将来のランニングコストに大きな影響が出るのではないかと心配をしております。

そういう意味で、将来まで見据えた機種を検討していただきたいと思いますし、また電気料に関しても補助をしていただくように県や国に要望していく必要があるかと思いますが、その辺どのようにお考えでしょうか。

教育次長（片岡雄司君）

電気代に対する、今のところ国、県の補助制度はありません。しかしながら、現在、学校の管理運営費としまして一定額がですね、地方交付税で措置されておりますが、交付税額の算定基礎に学校の光熱費が含まれておりますので、今後教育委員会の全国的な組織などを通じまして増額を要望していきたいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

また議会、議案の説明会の折に、議員の方から、エアコン設置に関しては、町内の業者を優先するべきだとの意見が出ていました。町の電気屋さんとは何かあったときに頼りにしますし、修理を依頼もできます。町から電気さんがなくなってしまうと困ります。佐川町の商店街は店を閉めてしまったところが多くあります。欲しいものがあるときには高知市まで行かないと手に入らない状況があります。商品を購入するとき、顔の見える関係は非常に大切です。ただ安いだけでは安心できません。何かあったときに飛んできてくれる電気さんが必要なのです。

だから今回のエアコン設置の事業に関しても、町内業者を優先する、事業内容を説明して町内業者も参加できるような形づくりが必要かと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

教育次長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。現段階で、整備に係る入札等におきましては、何もまだ決定しておりません。入札方法などにつきまして、今後ですね、担当課と協議を進めながら来年度の入札に向けて取り組んでいきたいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

町内業者についてはどのようにお考えでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。トータルで 170 台を超えるエアコンの一括発注ということになります。現在、これをやる場合には、当然、入札ということになってまいります。どのような、一般になるのか指名になるのか、そこら辺はまた契約担当課のほうで判断されると思いますが、町内の業者全てが、今、町の指名業者には入っていないということもお聞きしております。

そういった点も踏まえて、今後こういった入札方法をしていくのか協議してまいります。コストということを前面に考えますと、なかなか町内業者さんによる対応、そして 170 数台を一気にやる工事でございます。また基本的に学校が休みになります夏休み期間を集中的にやると。その期間で 170 台を超えるエアコン整備をしていただくと、そういったことを考えた上で、こういった入札にするのかを、今後、担当課と協議していきたいと考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

なかなか、170 台っていうのは大きな数字ですので、エアコン購入に関しては、なかなか難しいところがあるかもしれませんが、例えばその工事とか、そういう中で、町内業者がどういうふうな位置づけをされるかっていうのは大切なことだと思います。そういう意味では、どこの部分で町内業者を優先できるかっていうのも考慮しながらやっていただきたいと思います。その辺はいかがですか。

教育長（川井正一君）

そういったこと全体を含めまして、要はできるだけ来年の夏休み中に工事が終わる、そのためにコスト面もあわせてまた町内業者の方の参入できる道はあるのかないのか、そういった点を含めて、今後協議をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね、町内の方を大事にするようなやり方ができないかという検討もしていただきたいと思います。

また保育所でも、エアコンのない保育所はないと聞いておりますが、全室あるのかどうかを調べ、全室完備されてない保育所があれば、町独自でもエアコン設置の補助を出してその設置を推進していただきたいと思います。その辺はいかがでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。保育園のエアコン設置状況につきまして、町内7園に聞き取り調査をしました。5園は全室にエアコンが設置されています。一部設置されていないのは、永野保育所の3歳の部屋と、斗賀野中央保育園の5歳の部屋とホールにはエアコンが設置されていないことの回答を得ました。

一部設置されていない2園の取り組みでございますが、永野保育所は、エアコンが必要な時期は、4歳、5歳児の部屋で混合保育を実施しております。斗賀野中央保育園につきましては、夏場は3歳から5歳児の混合保育を2つに分けた縦割り保育を実施しており、3歳の部屋と4歳の部屋を利用しています。そのときは5歳の部屋で昼寝をすることがないため保育に支障がなく、現在は設置する予定はないとの報告を受けています。なお、ホールにつきましては保育園のほうで平成30年度中に設置するという事になっております。両園ともですね、エアコンの必要な時期には工夫を凝らした保育を実施しており、現在、町のほうで単独の補助を出すといったことは現在のところは考えていません。

5 番（坂本玲子君）

そういうふうなさまざまな工夫がなされていることを知りまして安心をしました。年齢の低い子供にとって温度の変化はすぐに体調に影響を及ぼします。ぜひこれからも丁寧にやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上で、3問目の質問を終わります。

次に、その他のところで、上町地区への客車を設置する件について伺いたします。

午前中に西森議員から客車が来るようになってよかったよかったというお話でしたが、先日、議案説明会の後に、町長から客車を設置をする方向で検討する旨のお話がありました。堀見町長になってから客車設置のためには、設置場所に管理するための建物が必要なこと、また運び入れには多大な送料が必要なため検討をするとの話を聞いておりました。

私は例え、過去に客車設置に関して約束をしていたとはいえ、あの地域に本当に必要だろうかという疑問を持っていました。私の周りの方に意見を聞きますと、「いらんよ」というふうな「機関車ならまだしも客車だけ。もっとほかに大事なもんがあるんじゃないの」

っていうふうな方がほとんどでした。

今回、町長の話聞いた後で、50人くらいが集まる会がありました。時間が少ししかありませんでしたので簡単に説明し、どう思うか出席者にお聞きしました。女性がほとんどの会でしたが、その中で、上町への客車設置に関して賛成の方はいませんでした。反対の方も手を上げていただきましたが、大体3分の1ぐらい。

その声として、駐車場や飲食店がない、むしろそんなもの、必要なものに場所を使ってはどうかというふうな意見だったと思います。今回の決意をするに当たってくろがねの会や観光協会の意見を聞いたそうですが、この町に半数いる女性の意見を聞いたのかどうか、まずお聞きします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。特に、女性の何か団体ですね、びじん連ですとか、その他の団体に話を聞きたいきさつはありませんが、個人的にですね、何人かの人には聞いてみました。やはり、これは男女を問わずですね、いいんではない、という話と、本当に必要な、という声もありましたが、今回は全体的な判断をしまして、観光協会とも、くろがねの会の皆さんとも意見を交わした中でですね、JR四国のほうでもこの客車を佐川町に譲渡してもいいという話もございましたので、いろいろ協議をした結果、最終的に、佐川町にゆかりのある客車ですので、佐川町に当初の予定どおり持つてこようという結論に至りました。以上です。

5番（坂本玲子君）

町長はですね、何かの提案などがあつたときに、町民からそういう声があれば検討するとか、町民の意見を聞いてというふうなのをよく言われますので、ぜひ、今回のことも観光協会の方とかくろがねの会の方だけではなくて、もっと広く意見を気にしていただきたいなあとは私は思っています。

お世辞的な判断もあろうことですので、もし客車設置が必須なら、改善すべき飲食店、土産店のこと、駐車場のことなどについても考慮をしていただきたいと思います。例えば浜口邸の調理場は大量調理をするには非常に不便だと言われています。その調理場の改善は必須です。またせっかく観光客が増えても、見学するだけでお金を使っていただく仕組みがありません。土産物店や飲食店が少ない問題には、新しく建屋をつくるときに、その2階をどう有効に活用し

ていくかも大切な課題だと思います。ぜひ、2階にそういう飲食店とか土産物店などもできないかどうか、なども検討をしていただきたい。

客車自体も、ただ設置して見せるだけではなくて、触れたり遊べたりできたらいいなという声もあります。観光客が増加している今、駐車場の確保も考えなくてはなりません。ぜひそれも考えていただきたい。

今回の説明では、客車設置の方向以外は、今後あそこをどんなにしていけるかをこれから検討するとのことでしたので、いろんな意見がありますので、これらのこともぜひ頭の隅へ置いていただいて考えて、よりよい形で進んでいくようにしていただきたいと。

また、今後、道の駅とか図書館建設などとも言われています。そういうことでは町の全体像を明確にして利用する方の気持ちに立って整備していく必要があります。前回、図書館建設に関して質問に立ったときに、道の駅と図書館を同じ場所につくってはどうか、図書館には子供が遊べる場所も一緒につくってはどうかとの意見に、そういうその道の駅と図書館なんて、そんなことは考えてもないというふうなお答えだったと思いますが、にべもない答弁をいただきました。頭を柔らかくして全てをつなげていくことで、町全体を考えたまちづくりができるように、図書館は教育委員会、道の駅はチーム佐川と部署は違いますが、いろんな意味で未来を考えながらまちづくりを進めていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（永田耕朗君）

以上で、5番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

2時40分まで休憩します。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時40分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、1番、橋元陽一君の発言を許します。

1番（橋元陽一君）

1番議員、橋元陽一でございます。まず最初に、12月6日の真夜

中、室戸沖南方 100 キロの海域に給油中の米軍機 2 機が接触をして墜落事故を起こしました。近くを操業中の漁船もあったようです。日本国土の領土領海中での米軍機訓練中の事故は、いつ、どこで起こるかわかりません。今回、行方不明となられた方の早期発見と、犠牲となられた米軍兵士の冥福を祈るばかりです。尾崎知事は政府に対して、県民の安全、命を守る観点から、事故原因の解明など政府に求めています。

実は、12 月の 8 日土曜日、たまたま自宅におりましたら、高知空港の民間航空の航路を 11 時 35 分、2 回目が 13 時 45 分、3 回目が 17 時 48 分ごろ、1 回目は北へ、2 回目は南側へ、3 回目は北側へ、2 機のオスプレイが編隊を組んで上空を通過いたしました。昼間の明るいときは 2 度、動画でも撮影もしました。室戸沖墜落事故の調査と関係があるかどうかはわかりませんが、通過するときの重低音で、家の中の障子のがたがたと揺れました。

沖縄を初め米軍基地のある地域では、こうした危険や騒音に毎日さらされて生活しなければならないと思っていますと、腹の底から、本当に怒りがわいてきます。理不尽な訓練を即刻中止してほしいという思いを声として、まず上げたいと思います。それでは、通告に従いまして質問に入りたいと思います。

1 番目の、町営住宅の入居条件等について、であります。

町民の方々が、公営住宅の入居を希望され、住宅を利用するに当たり、決められた家賃の支払いや住宅の利用規則を遵守していかなければならないことは当然のことと捉えています。

そのことを踏まえまして、経済的理由などで住居確保に困り、公営住宅の利用を希望する方が、どうしても連帯保証人の確保ができない状況に置かれたときに、利用できる条件整備の検討を求めまして、お尋ねをしてまいります。

私も関係条例等に目を通すのが初めてのことでありますので、初歩的な質問が多くなるかとも思います。また、住宅利用のあり方についてはこれまで議会でも繰り返し取り上げられてきているかもしれませんが、重なる質問になることもあるかと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。

まず、公営住宅の目的につきまして、地方公共団体が設置するための根拠となる公営住宅法の第 1 条の目的について御説明をお願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。公営住宅法の第1条につきましては、第1条は、「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されております。これは、憲法第25条第1項のほうで「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定しておりまして、同条第2項では、「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定していることを受けて、その趣旨にのっとり、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを最終目的として制定されております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

ありがとうございます。国民の生存権を規定した憲法 25 条に沿ってですね、国民の最低限の命のインフラとして法的に位置づけられていることを認識できるかと思います。この法的な裏づけのもとで、町営住宅の利用状況についてお聞きをしてみたいです。

町営住宅には、公営住宅、改良住宅、単独住宅がありますが、それぞれの入居定数と入居実数など、現在の利用状況について説明をお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。現在の利用状況、12月3日現在ということでお答えをさせていただきます。

公営住宅につきましては、全部で 205 戸ございます。入居中が 199 戸ということになっておりまして、現在空き室が 6 戸というような状況になっております。改良住宅につきましては、全部で 98 戸。入居中が 93 戸ということで、空き室が 5 戸ということになっております。単独住宅につきましては、全部で 8 戸。入居中が 4 戸ということで空き室が 4 戸というような状況になっております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

現在の利用状況を確認し、空き室もあるということも確認させていただきました。町内に在住されている方が、必要に応じて入居を希望したとき、入居の申請を行い、選考を経て利用されてきてると

思います。毎日の生活の中で、予期しないことが起こり、年度途中でも入居を希望する方がいらっしゃるかと思います。そうした場合を含めまして、入居希望者に対応する入居の募集は、どのような状況で行われているのか、そしてその方法はどのような方法をとられているのかを御説明をお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。入居募集の時期につきましては、特にルールというものはつくっておりません。けれど過去3年の状況ということを見ておりますと、おおむね10戸以上の空き室が出たときに募集のほうをさせていただいております。

また募集の方法についてでございますけれど、広報さかわ、こちらのほうを初めといたしまして、町内の掲示板、そして防災行政無線、そして町のホームページ、こちらを通じて募集のほうをさせていただいております。

この募集時期につきましてはですけど、住民の方からの問い合わせも多いということもあり、来年度以降はもう、空き室数、空いている戸数に関係なく定期的に募集のほうを実施するように考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

住民の要求に沿って、入居の条件が改善されていることがわかるかと思います。その募集後に選考委員会が開催をされて、入居が決定するまでの期間というのはどのくらいの時間を要するのか、御説明いただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。回答のほうは募集後から入居までの期間ということでお答えをさせていただきます。

募集が締め切りした後ですね、入居申込書そして添付書類の確認、あるいは警察署への照会、関係課局への滞納状況の照会、そして入居希望者の現在の住宅環境の確認などを入居選考委員会開催に必要な資料の作成期間として約1カ月半見ております。

そして入居の選考委員会を経て、入居決定から入居者の受け入れに向けまして、住宅の清掃、そして入居者に対する説明会を開催いたしまして、その後、請書を提出された方から順次入居というような内容になっております。この期間がおおむね1カ月から1カ月半程度ということになっております。

今説明しました分は、合計いたしますと、募集を締め切ってから実際に入居されるまでに、大体２カ月半から３カ月の期間というふうになっております。以上でございます。

１番（橋元陽一君）

ありがとうございます。約３カ月くらい要するということであり、募集期間に間に合わなかったというケースが起きないように、募集の際、公営住宅を最も必要とする方に、そういう情報が届くように、募集の方法を、先ほどもありましたけども、常に検証していただきたいというふうにも思います。

そういう選考を経まして、入居を許可されなかった事例がこれまでであれば、どんな案件だったのか、構わない範囲で回答をお願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。募集戸数を超える応募があった場合でありますとか、入居希望場所、その住宅が競合したりする場合がございます。そういう場合は、住宅困窮度の比較検討ということによりまして、応募者の希望に添えず入居ができないというようなケースはありましたけれど、入居資格要件を満たす方が、選考委員会において入居自体が認可されなかったケースというのはございません。以上でございます。

１番（橋元陽一君）

それで少し安心もするわけですが。一旦、そうやって入居をされた方々が入居後の生活の状況の中で、家賃を支払うことができないケースも当然考えられるかと思います。町内においても、入居された後、さまざまな理由等でどうしても決められた期間内に家賃を支払うことができないことも起きるかと思うんですけども、年間を通じてこの滞納の発生というのはどういう状況か、お聞きをしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。滞納の状況ということで、収納率ということでお答えをさせていただきます。こちらのほうは現年分ということでお答えをさせていただきます。

ここ３年度に限ってでありますけれど、平成２７年度、２８年度につきましては、現年度分の収納率につきましては１００％ということになっております。昨年度、平成２９年度につきましては９９．９２％と、

ほぼ 100%近い収納率になっております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

収納率が非常に高いということですが、使用料は毎月口座振り込みを原則にしてるかと思うんですけども、滞納が発生したときには、役場としてどのような対応をされて、どんなふうに解決されてきたのかを説明をいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。口座の引き落としができなかった方につきましては、その事実を確認した時点で直ちに納付書のほうを送付させていただいております。

また納付期限の経過後 20 日以内には督促状のほうを発送させていただいております。2 カ月分滞納された方には催告書を発送するとともに電話をかけさせていただきまして、電話による催告のほうも行わせていただいております。その後も納付されず、3 カ月分滞納された方につきましては、御本人そして連帯保証人の方に催告書を発送するとともに、個別訪問のほうを実施させていただきまして、納付していただくよう、納付へとつなげております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

滞納が発生したときに、繰り返し納入していただくための手立てをされていることも一応了解をいたしました。そういう入居後も、入居されている方がさまざまな毎日の生活をされる中で、生活の状況が変化するかとも思うんですけども、入居後の住民の皆様の動向を把握するために、町として何か対応されていることがあれば教えていただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。入居者の入居後の動向把握ということについてでございますけれど、入居されている方の収入状況、こちらのほうにつきましては、毎年提出していただいております収入申告書、こちらのほうで把握のほうをさせていただいております。

また入居後の同居者数の増減、こちらのほうにつきましては、その際に、同居承認申請書というものを届け出をしていただいて、それによって把握をさせていただいております。

また、住居内の状況とかいうものにつきましては、入居者の方からいろんな相談がありましたら、その相談時に訪問させていただい

たりとか、退去されるときに確認しておるというような状況でございます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

入居者の方からの利用変更などの申請等で動向も把握しながらということではありますが、一旦入居を認可された後、公営住宅の使用等について不適切な場合が起きたときには、町長は明け渡し請求ができることを条例でも定めておりますけども、そういう事態が起きたことがあるのかどうか、この 10 年ほどでさかのぼって、データの的なことを教えていただければと思います。構わない範囲で説明をお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。明け渡し請求につきましては、行った事例のほうはございます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

そういう事態までなっていないということで、また安心もいたします。

そこで、町営住宅への入居されている方への対応など、それぞれ今御答弁あったように、条例や規則に基づいて執行もされてきているというふうに捉えてもいいのかなと思っております。

しかし、入居の手続きの段階に入ったときに、連帯保証人を確保できずに入居を辞退、断念する事例が全国でも起きていることが公表もされているところであります。選考委員会では、入居を認可したんだけど、入居手続きの段階で、提出書類の不備等で入居を辞退、断念する方がこれまで佐川町では出たことがないのか。その、辞退や断念された方が出てきたときに、その理由などについてどのように把握され、対処されてきたのか、御説明をお願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。入居手続きの段階で書類の不備により入居を断念したケースにつきましてはございます。これは入居募集時の要件にもなっております連帯保証人、こちらのほうの 2 名を用意することができず入居を断念された方がおります。

そして、この辞退理由の把握とか対処につきましてはですけど、入居が決定した方が、その後に入居を辞退される場合におきましては、入居辞退届というものを提出していただくようにしております。

その届出書の中に、辞退の理由を記載していただいております。

またその際には、その辞退する事情というものを直接聞き取るなどの対処のほうをさせていただいております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

佐川町は、入居手続きで請書を提出するに当たり 2 人の連帯保証人を求めています。全国的には、この連帯保証人を 1 人とする自治体が 6 割を超えてるかと思うんですけども、佐川町がこれまで、その連帯保証人を 2 人にしている理由や根拠について、何かあれば、御説明をしていただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。連帯保証人を 2 名としている理由、根拠につきましてですが、恐らくではあるんですが、条例の内容につきまして、国が参考のために提示いたしました条例（例）と、いわゆる準則というものがございしますが、それに基づいて検討して規定されたのではないかというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

済みません、全国的には 1 人が連帯保証人が優勢なんだけど、2 人というのは何か、佐川町として特別な理由はありますか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。先ほども申しましたように、その条例（例）のほうに 2 名というふうになっておりますので、その条例を制定した段階において、そちらのほうの準則を検討してそのまま使ったのではないかというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

入居されるための条件として、連帯保証人についてどうしても確保できないという方が発生している中で、行政としては全国的にはその保証人の数についても見直しがされてきたのかとも思います。先ほども、連帯保証人にまで滞納分の督促をした事例がありましたけども、先ほどの調査年数の間で構んと思いますが、何件くらい発生しているのか、そして 2 人の保証人に対してなのか、1 人の保証人に対してなのか、どういうふうに解決されたか、少しデータ的なことを示していただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。申しわけございません、その連帯保

証人について、どのような催告、何件とかっていうのは、今現在手元に資料がございませんので、また後で調べてから報告のほうをさせていただきます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

よろしくお願いします。全国では、この公営住宅をめぐりまして、大変悲しい事件も起きております。

2014 年 9 月 24 日、千葉県の銚子市の県営住宅で、母親が中学 2 年生の娘の首を絞めて殺害をし、自分も自殺しようとした事件であります。離婚されて県営住宅に住まれ、生活苦から家賃等の滞納が続き、保証人等の対応も悪くって結局、地裁のほうに県が訴えて退去の執行がされる日でありました。母親は娘が学校に行ってる間に、執行官が来たときにその執行官の前で自殺を表明する意思でおったようです。しかし、娘が母親の体調を心配してその日学校を休んだために、自分の思いを遂げることができませんでした。そこですぐ母親は母子心中を思い立って、先に娘を殺害した後、茫然自失のところに執行官が来て事件が発覚したものであります。

この問題につきましては、自由法曹団が調査報告もして提出もされているところであります。

こうした悲しい事件をもとに、国や県から家賃滞納者や連帯保証人を確保できない場合などに対して通知が来てるかと思うんですけども、連帯保証人を確保できない人に対してどのような対応を求めているか、国や県の通知の説明をお願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。平成 30 年の 2 月の 23 日に、公営住宅管理の適正な執行についてということで、国土交通省の住宅局住宅総合整備課長が、都道府県知事、政令市、住宅主幹部長殿に宛てたその資料のほうを現在、手元のほうに持っております。

ちょっと内容が非常に多いような内容になっておりますので、ところどころはしりながらポイントだけ説明をさせていただきます。

まず第一に、保証人の確保が困難な公営住宅の入居希望者への対応についてということにつきまして、「真に住宅に困窮する低所得者に対して的確に公営住宅を供給できるよう、保証人の確保が困難な公営住宅の入居希望について円滑な入居が図れるよう、特段の配慮をお願いいたします」というふうに書かれております。

また同じところで、「そういうことについて別途調査を行います」と。「調査結果は情報提供いたしますので、保証人の確保が困難な入居希望者への対応を行う上での参考にしていただきますようお願いいたします」というふうにあります。

次に、緊急に住居を確保する必要がある低所得者への対応についてということについても書かれております。これも内容がいろいろありますけれど、「一時生活支援事業に係る公営住宅の空き家の提供に関する相談、依頼があった場合には、支援対象者の住宅に困窮する実情、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案し、適切に対応していただきますようお願いいたします」とかいうような内容になっております。その他、家賃滞納者に対する的確な対応及び支援ということで、こちらのほうもちょっと内容が非常に長くなりますけれど、その家賃滞納者に対する対応とか支援については、このようなことが考えられますというような内容が書かれた通知をいただいております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

今年の 2 月 23 日の通知の紹介をしていただきました。この、本当に最近になっての通知なんですけども、この通知に基づいて、県や国が実態調査も行い、連帯保証人を確保できない場合についても、佐川町でも当然、把握もされてきたのかと思います。この通知に対して、佐川町として何か具体的な対応について検討されたことがあるのかないのか、お聞きをお願いします。

総務課長（麻田正志君）

この通知につきまして、本町では、これまでのところ保証人の確保が困難な入居希望者等への検討はしたことはございません。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

ぜひまたこれから検討していただきたいというふうにも思います。現在、佐川町の条例第 13 条第 3 項で、町長が特別の事情があると認めるものに対して連帯保証人の連署を必要としないことができる、としています。佐川町でこの規則を運用した事例がこれまであるのかどうか、あるとしたら、どのような事例であったのか、構わない範囲で御説明をお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。住宅の入居の手続き時において、こ

の条項が適用された事例のほうはございません。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

佐川町の状況を大体把握ができたかと思います。佐川町は入居手続き段階で、請書に署名するお2人の連帯保証人の同意書の提出も求めています。この同意書には、自治体が保有する8項目にわたる連帯保証人の個人情報、そして金融機関など関係諸機関が保有する連帯保証人の個人情報などについて、調査、紹介及び利用する同意を求める内容の記載があります。この同意書を提示をして、連帯保証人を確保するには、親族以外難しいのではないかと私は思っています。さまざまな理由で親族にも要請できない人については、この連帯保証人を確保することは困難な状態に置かれたままであると、私は判断をするものであります。

私も、こうした事例につきまして相談を受けたのですが、規則にあります連帯保証人2人をどうしても確保することができず、辞退をされ、生活を切り詰めながら、家賃が町営住宅の2.5倍ほどの民間経営がされる住宅のほうにやっと転居をすることができました。本当に御本人の方は、救いの手を差し伸べられていた方に感謝をされてるところであります。

こうしたケースに対して、岡山県ではNPO法人が連帯保証人になることで入居を認める措置をとっております。高知県でも、NPO法人あまやどりが保証人となるように対応を進めていることも確認もできております。

現時点では、こうした対応策を講じている自治体は、全国には本当に少数であります。しかし、今後も経済的な理由で公営住宅への入居を必要としても、連帯保証人を確保できずに入居できない事例は発生することが予測されます。

今後、佐川町において入居を希望する方が、条例、規則で定められた連帯保証人をどうしても確保できない事例が出てきたときに、連帯保証人として法人を認可することをぜひ検討してほしいと思うんですけども、見解を求めたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。この連帯保証人の件につきましては、先ほど御説明いたしました通知、あるいは条例規則につきましても、準則につきましても、ことしの3月に条例の例規集について改正されまして、連帯保証人の義務づけに関する規定のほう削除されて

おります。

そういうこと、あるいは先ほど言いましたその通知とかも含めて、今、橋元議員が言われた保証人につきましては、その法人も含めて、人数も含めて、今後検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

憲法 25 条に基づいて設置されています公営住宅の入居が、住居を必要とする人に適切に運用されていっているかどうか、絶えずチェック機能が働かなければならないというに捉えています。

自治体として設定している入居基準、手続き、入居後の住宅環境などが適切かどうか把握していく上で、またその利用者の声を把握していくために、利用者へのアンケート調査などを行い、住宅環境整備、家賃の適正化など、利用状況について課題を探っていくことも、ぜひ検討してほしいことをつけ加えまして、この質問を終わりたいと思います。

続きまして 2 番目の質問に入ってまいります。

政府発表では南海トラフ地震が、この 30 年間に発生する確率を 80%まで引き上げました。また同時に、東海、東南海と同時に南海トラフ巨大地震が発生することも予測しております。県内全域及び太平洋地域での被害は想像を絶するものがあると思います。想定できる最大限のリスクシナリオに対する防災・減災の対策を具体的に検討していくことが本当に求められる状況にあると思います。

佐川町においても防災・減災の耐震化事業が進められ、家族で防災について話し合う日を設定するなど、住民の意識高揚に向けた取り組みも行われているところであります。本当にありがたいことだと思います。

また、本議会の町長の行政報告の中でも、11 月の 11 日の日曜日、南海トラフを震源とする大規模地震発生を想定して、全職員を対象に、休みの日でしたけれども、災害対策業務の訓練を実施され、いくつかの課題も明らかにされて今後の対策を検討していくことも表明をされました。

議会として、7 月の熊本益城町の行政視察が台風で延期されておりましたけれども、11 月 8 日訪問いたしまして研修してまいりました。2015 年 4 月 14 日、マグニチュード 6.5 の余震、16 日のマグニチュード 7.3 の本震による直下型地震で甚大な被害が発生しており

ます。益城町の本庁舎は倒壊の危険で建て直しが決まり、現在、別の場所に2階建ての仮庁舎が建てられ、復旧・復興の事業とともに、日々の行政機能が維持をされておりました。

当時の様子で、本庁舎の被災についてお聞きした中から少し紹介しておきます。

1981年に建設された本庁舎が余震の段階で倒壊の危険性が高まり、さらに商用及び3.5日分の非常用発電機が使用できずに、行政機能が停止しました。駐車場に消防、警察、自衛隊による現地対策本部が設置をされ、益城町災害対策本部は保健福祉センターに設置をされて支援救済活動が始まります。九州電力が電源車を本庁に配備して、一旦本庁の電源が確保されたのですが、16日の本震で電源車が転倒し再び電源を喪失し、倒壊の危険性も高まり、再度保健福祉センターに戻ったとのことでした。その後約2週間余を過ぎた5月2日、商用電源の復旧で、益城町対策本部が本町の会議室に移転できたとのことでした。

現地での説明は仮庁舎で、議長と危機管理の担当者の方から説明を受けたのですが、地震による甚大な自然災害が発生した直後から数日間、混乱する現地において人命を守り、支援・救援体制をどうつくり出していくのか、極めて重大であることを痛感いたしました。

こうした益城町での研修をもとにしまして、佐川町において対応についての質問をしていきたいと思います。

地震災害が発生したときに、住民の安否確認、被害状況の情報を集中するセンターとして、この役場庁舎は極めて重要だと捉えています。南海トラフ巨大地震が発生したときに、行政機能が集中している本庁舎の被害について、最悪のシナリオをどのように想定されているのか、御説明をお願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。本庁舎の被害の最悪のシナリオということに対しましては、災害対策の拠点となりますこの庁舎が被災をし、大規模災害時に町として対応しなければならない災害応急対応業務や地震等により被害を受けた状況にあっても、通常業務のうち住民の生命、身体、財産等を守る観点から、優先して取り組まなければならない優先継続業務、こちらの業務が実施できないことというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

先ほど言いましたように、益城町での商用用それから準備された災害用の非常用の電源も喪失をしたと、そういうことも一定想定されての今のシナリオというに確認していいのでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。今のシナリオにつきましては、先ほど言いましたように最悪のシナリオということでお答えをさせていただきました。ただ、この最悪のシナリオを避けるために、役場として対応のほうはとっております。

その対応につきまして御説明をいたしますと、ハード面におきましては本庁舎、こちらのほうの耐震工事のほうは完了しております。ただ、現在、平成 32 年度末の完了を目指しまして、非構造部材の耐震化、こちらのほうは実施しております。あと、役場のこの庁舎が被災して停電になったという場合の対応といたしましては、停電時の電源のバックアップといたしまして防災行政無線、それと災害対策本部を設置する予定であります 2 階大会議室、こちらのほう用に 1 台、そして執務室用のほうに 4 台、こちらのほうの電源のバックアップとして発電機のほうを配備しております。以上でございます。

あと、済みません、そのほかにですね、ソフト面でもいろいろな対策のほうを考えております。応急対策業務とか優先対策業務を滞りなく執行できるように、必要な資源の準備、対応方針、手段を定めた業務継続計画と。あるいは災害時の初動マニュアルというソフト面での対応のほうもいたしております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

そしたら、益城町のように、本庁舎が倒壊の危機にさらされる状況は想定はされていないという捉え方でいいのでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。現在、先ほどお答えいたしましたように、ハード面のほうにおいてはもう耐震化の工事のほうは完了しておりますので、そういうような倒壊というようなことは考えておりません。

ただ、先ほども言いましたように、天井でありますとか、そういう非構造部材のほうにつきましては、現在、耐震化はできておりませんので、そちらのほうを平成 32 年度末の完了を目指して実施するようにしておるといような状況でございます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

少し安心もするわけですがけれども。地震発生直後から、南海トラフ地震では県内全域が被害を受ける状況が予測されますので、先ほど姉妹都市の状況も坂本議員の説明にもありましたけども、町外からの支援・救済を得ることができるまでの間、町内の各地域で命をつないでいく手立てについて、さまざまな分野に及んで対策が求められているかと思います。こうした対策については、こうした一問一答のやりとりの中ではなかなかお答えいただくには無理があるかと思うんですけども、例えば、この間策定されています国土強靱化計画の中で、2つ目の、事前に備えるべき目標として、大規模災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）として、6つの事態も想定もされているところであります。

その1つ目の、先ほどの質問と重なるかもしれませんが、食料・飲料水等、生命にかかわる物質供給が長期に停止する事態についての対策が立てられているかと思いますが、簡潔に説明いただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。長期に、飲料水等がなくなるというような事態につきまして、済みません、ちょっと国土強靱化地域計画のほうを手元に持っておりませんので、それについてはちょっと今現在お答えできませんので、また後でお答えのほうをさせていただきます。

1 番（橋元陽一君）

またぜひ教えてください。地震発生直後の対策として、住民の被害・被災状況を迅速かつ的確に把握することも不可欠であるかと思います。益城町では、避難者台帳システムを導入してなかったことで、熊本県が急遽新潟大学が開発したシステムを取り入れて活用したとのことでした。災害対策本部の設置も二転三転するなど大混乱の中で、被災状況を把握することが極めて困難になったとこのことの説明を受けております。

本町では、そうした住民の被害・被災状況を把握するシステムが準備されているのかどうか。準備されていないなら、導入を検討されているのかどうか。どのような方法で把握するのか。教えていただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。佐川町におきましては、大規模災害が発生したときに使用するよう、罹災証明書の発行や生活支援給付金の給付、仮設住宅の提供といった被災者支援業務を迅速かつ的確に行うことを目的といたしまして、西宮市のほうが阪神淡路大震災へ対応する中で開発いたしました実践的な業務システム、これ被災者支援システムと言いますけれど、被災者支援システムのほうを平成 24 年の 3 月に導入いたしております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

そういうシステムがあることもわかりました。そのシステムを使って、訓練がどの程度ぐらい行われているかお聞かせください。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。訓練についてでありますけれど、このシステムにつきましましては災害応急対策業務に当たる職員が操作できるということが必要になってまいります。この分につきまして、職員向けに、地方公共団体情報システム機構に講師の方を依頼いたしまして、職員向けの操作研修を現在までに 2 回ほど実施しております。1 回目につきまして平成 28 年の 2 月 9 日、こちらに実施しております。2 回目につきましては平成 29 年の 10 月 25 日のこの 2 回、現在のところ実施しております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

行政業務の重要な住民の命を救う大事なシステム業務であるかと思えます。ぜひその災害時に機能するように訓練も、お忙しいと思うんですけども、重ねていただきたいというふうに思います。

それでは、こうした地震が発生したときの町営住宅、町内の県営住宅の耐震化について、どの程度の地震規模に耐え得るものを想定して耐震化事業が進められているのか、特に 1981 年以前に建築されている公営住宅、何棟くらいあって、その耐震化も終了しているかどうかあわせて御説明をいただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。昭和 56 年の建築基準法改正以降、新耐震基準により建設された住宅につきましては、耐震性のほうは問題はないというふうに考えておりますが、それ以前の旧耐震基準によって建てられた住宅という分につきましては池田団地 1 棟から 3 棟と、富士見 2 号団地の 1 棟から 2 棟のほうがございます。

こちらのほうの耐震につきましてですけど、これらの住宅につきましては、ＲＣ造壁式構造というもので建設されておりまして、この構造は昭和 56 年以前に建てられた住宅であっても耐震性のほうは十分有していると言われております。

同じ構造により建築されております県営住宅につきましては、県は耐震性に問題なしというような判断をしていることから、佐川町におきましても同様に、耐震性のほうは問題ないというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

済みません、どの程度の地震規模に耐えるのかっていうのは、何かわかるものがあれば教えていただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。どの程度の地震規模というお話でありますけれど、ちょっとその具体的に震度なんぼと、何という資料を持っておりますので、これらにつきましても、後で御報告のほうをさせていただきます。

1 番（橋元陽一君）

ぜひまた調べていただきたいと思います。先の 6 月議会で質問しましたときに、坂本議員の先ほどの質問にも重なりますが、2008 年の木造耐震化改修計画に基づいて、今年度は新たな耐震計画を策定に入るという答弁でありました。現在、検討が進んでいるかと思うんですけども、前回の耐震化計画の中で、木造住宅の耐震化について、当時、今後 8 年間で 1,600 戸余りの既存住宅の耐震化を目標にしておるということを計画の中で明らかにされています。

その目標について、どの程度実現できたのか。この 2008 年の計画の対象件数に比べて、新しい計画では対象件数がどの程度なのか、今の段階でわかっていれば説明をいただければと思います。

産業建設課長（田村正和君）

橋元議員の御質問にお答えをしたいと思います。まず住宅の耐震の進捗についてでございますけども、当時、第 1 期計画で進めてまいりました住宅の耐震ですけども、その当時の耐震化、現状の率というのはちょっと記憶をしてないんですけど申しわけありませんが、今現在ですね、2 期計画をつくるに当たって、まだ町内は出しておりませんが参考になるのが県の 2 期計画の現状の耐震化率ということになると思います。この数字は平成 27 年度末の耐震化率

ですけれども、統計的な検証によって出した 77%というのがベースになると思います。

今度改めてつくる計画上の対象件数ということだと思いますけれども。まず県のその 2 期計画におきましては現状が 27 年度末で 77%と。それから目標値につきましては 37 年度末の耐震化率を 93%に設定をしております。町の 2 期計画の見直しを現在 30 年度末を期限にやっております。

御質問のあった対象件数についてですけれども、まず町内の耐震化の現状の把握に当たってはですね、分母である住宅総数というのがありますけれども、これにつきましては税務課の固定資産の数字から 6,600 ぐらいが想定をされております。次に分子のほうですけれども、耐震性を有する住宅戸数ということの算出が必要になりますけれども、これは課税台帳の数値、データから正確なものを導き出すというのはちょっと困難な状況であると判断をしております。

このために、先ほど坂本議員のときにも御説明をちょっとしましたけれども、国、県がやはりやっている統計的な検証の数値で町も算出をしたいと考えておりまして、町内において抽出した調査をしましてですね、現状の耐震化率を推計して出したいと思っております。

最終的にその対象件数についてになりますと、結論としましては、今のところちょっと把握はしておりませんが、年度末までには計画をつくりますので、その際には御説明もさせていただきたいと思えます。御理解いただきたいと思います。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

計画を策定中で、数值的に表現するのはまだ難しい段階という判断をしてます。ぜひ、町民に見える形でこの計画が提起もされますように要望をしておきたいというふうに思います。

必ず起こると想定されている南海トラフ巨大地震発生に向けて、住民と行政が一体となって必要な準備、対策を進めて危機を乗り越えていくことができる安心・安全の、町長が言われる世界一幸せなまちづくりの取り組みを求めていきまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

次の水道事業にかかわって質問してまいります。

今国会で、水道法改定案が強行採決されました。地方自治体の水道事業の広域化や運営権を民間企業に売却することを推進していくまさに水道事業の民営化をする方向に道を開く内容であります。

12月5日付の高知新聞でも「水道民間任せ リスク増も」「料金高騰、災害時対応、水質悪化」との表題でこの問題を危惧する報道をしています。朝日新聞も7日付の1面で、「水道「民営化」法が成立—運営権、売却しやすく」と紹介しています。

また、先に、民営化を導入していた海外では、水道料金が高騰したり、水質が悪化したことなどにより、高額の違約金を払ってまで、再び公営化している世界の動きも紹介もしております。

自治体が水道施設の所有権を保有したままで運営権を企業に売却するコンセッション方式では、企業は利益を優先させることが目的でありますから、水質管理上の責任のあり方や設備投資の回収や維持費などを理由に料金を引き上げていくことは誰の目から見ても明らかであります。

1957年6月に策定された水道法は、その第二条の責務に係るところで「国は水源の開発その他の水道の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを維持するとともに地方公共団体並びに水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要な技術的及び財政的援助を行うよう努めなければならない。」としています。

戦後、この国内におきましては、まさに憲法25条を根拠にしたこの水道法で水道事業が国の財政的支援のもとで全国に進められてきたと捉えています。

国土交通省の資料におきましても、国内で、どこの水道の蛇口からでもそのまま飲料水として飲める国は、アジアでは日本とアラブ首長国連邦の2カ国しかないと。世界中でも15カ国しかないと紹介をしております。

戦後、日本の水道事業は、憲法に基づいた命のインフラとして進められてきた事業であって、世界に誇れるものであると思います。この貴重な国民の財産を放棄するようなことは認められません。水道施設の老朽化が深刻な状況を迎えているときこそ、国を挙げて市町村自治体への財政的支援など求められているのではないのでしょうか。水道法改定法の廃案を含め、こうした声を地方からも上げていかなければならないと考えています。

そこで、佐川町の水道事業の現在の維持管理の内容と今後の課題について、基本的なことについてお尋ねしますのでお答えをお願いいたします。

まず、水道事業の維持管理についてであります。水道料金の決

定の計算法について教えていただきたいと思います。基本料金と使用料は、いつ、どのように決定されるのか、電気料金と同じ総括原価方式を用いているのかどうか、含めてお答えをいただければと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。水道料金のことについての御質問です。この水道事業につきましては公営企業としてやっております。料金収入をもって経営を行う独立の採算制を基本原則としておりまして、住民生活に身近な社会資本を整備して必要なサービスを提供する役割を果たしております。

佐川町の水道事業におきましては、平成 20 年度に、佐川町水道事業基本計画というものを策定しております。その計画に沿って事業を行うに当たりまして、計画期間中の資産の維持費を含めた総括原価によりまして、財源の試算を行いまして、平成 23 年にですね、昭和 57 年以来の 29 年ぶりですけども、料金を 10% 改定をさせていただきまして、現在の料金とさせていただいております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

その今現在運用されている料金は、県内でも中位程度にあるというふうにも捉えているんですけども、今後、人口が変化していくと、この設定されている料金も変化していくと思うんですけども、現時点で人口減少に連動した水道料金の変化を予測されていることがありましたら、どのように変化してくるのか、説明をいただければと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。人口の変化による料金がどういうふうに変化していくのかという御質問だと思いますけども、人口のみを捉えまして料金を決定しているわけではございませんが、給水量、それから給水収益、それから給水原価等に関係をしております。

これからの計画について、水道料金の計画を御説明をさせていただきますと、平成 28 年度に策定をしている計画においては、将来の事業環境、将来人口が佐川町の総合計画の中でも減少すると予測されております。このような人口の減少を見込みつつですね、給水人口それから使用水量を予測しますと、平成 42 年度には給水人口が 1 万人となると。年間の使用水量も 120 万トンくらいまで減少すると想定がされております。

また、この計画においては 28 年度から 20 年間で、約 26 億円の事業費を見込んでおります。減少していくと予測された将来人口での水の需要予測に基づきまして、施設のダウンサイジングを含めて新たな計画を策定しておりますが、近い将来、高い確率で発生が予測されている南海トラフの地震に備えた基幹管路の耐震化でありますとか、施設の統廃合を進めていく事業を実施、現在しております。

この計画上の財源の試算ではですね、資産維持費相当額も料金の原価に含めまして、損益収支が黒字、それから料金の回収率が 100%を下回らないような料金改定率及びこの改定の時期を試算しております。その試算の結果を言いますと、20%程度の料金改定が 2 回、合計 40%程度の料金改定となりますが、この改定の時期につきましても、1 回目は平成 32 年度、2 回目が平成 42 年度と試算しております。今後、予測値と実測値、実績の比較も、それから財政の状況も注意しまして、それから上下水道運営委員会とも諮りながら審議をさせていただきたいと、現在思っております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

大事な水が人口減少に伴って、公共水道として維持管理していくにも大変な苦労をされているかと思います。今回の水道法改定に伴いまして、自治体としてその公共水道を維持していくためにもさまざまな課題もあるかと思います。今想定されている料金値上げのこと、人口減少にあわせた料金値上げのことも提起いただきましたが、そういうことをしながらでも維持管理して、町民に安心・安全の水を供給するための課題について、現段階で何か考えられていることがあれば、説明いただければと思います。

産業建設課長（田村正和君）

課題ということでございますが、やはり安定的に事業を運営していくためには長期的な施設の整備計画に基づきます料金改定を含めた適正な資金の確保、それから事業を担う人材の確保、あと水道技術の継承などが課題として挙げられますが、この課題に対しましては、しっかりとした計画に沿って、安心・安全な水の提供ができるようにしてまいりたいと考えております。

1 番（橋元陽一君）

料金が値上がっていくことを前提にしなければ公共水道を維持

管理できないというふうにも捉えなければならないと思うんですけども、あえて今回、強行採決をされました水道法改定法につきましては、私は廃案を求める声を地方からも上げていかなければならないというふうにも思っています。

町民の命をつなぐために欠かすことができないこの重要な事業について、佐川町水道事業経営計画においても、50年、100年後の事業のあり方を模索もされて提起もされているかと思います。住民への安心・安全のまちづくりの重要な公的事業の一環として、水道事業の維持管理をぜひ進めていただきたいということをお願いいたしまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

4つ目の質問に入ります。新たな産業廃棄物最終処分場の候補地の決定の動向についてであります。事前に質問通告をしておりましたが、先段、県議会のほうで動きがありましたので、質問項目については、申しわけないですけども撤回させていただいて、現段階でまとめたものを含めて、お構いなければ町長の見解も求めているなというふうに思っています。

3候補地の現地調査後、9月議会で2回目の説明会を受けた後、現地での説明会などで出てきた質問に対しまして10月付で編集されたQアンドAの第2集が編集配布されました。

そしてこの議会開会前日に知事が、12月議会での知事提案説明の中のその他の項で、新たな管理型最終処分場の候補地として佐川町加茂を有力候補とすることを表明いたしました。そして6日の午後には町長への説明が行われ、7日の議会開会後の全員協議会で県の説明を受けました。

佐川町加茂地区の候補地の絞り込みについては、最終候補地として決定し、建設に向けたボーリング調査などを進めていくこと、2つ目に、県議会において議員の意見は聞くが、議会の決議事項ではない。3つ目、洞穴はあるが構造物に対する支持力を十分に確保する工法で対応可能である。4つ目、加茂の候補地に新たに進入道路を建設していく。など、提案説明を補足する内容でありました。

これまでの地元での2回の説明会でも施設に対する住民の皆さんが抱えている不安に応える内容になってないと捉えています。

またこの間、県の候補地決定のスケジュールなどがわからない中で、住民の皆さんが説明内容を深めていく学習会を開いたりする機会もつくることができず、議会としても日高エコサイクルセンター

を視察しただけで、候補地の地質状況などについては何も把握ができてない状況であります。

日高エコサイクルセンターは、2011 年 10 月から産廃の搬入が開始されてから 5 年後には、豪雨による雨水が浸水したことにより、その 2 年ほど前に埋めた廃棄物が発火する事故が 2 回連続して起こり、遮水シートも焼けたされました。その原因は想定はされていますが、特定はされておられません。また有害物質は搬入してないと言いますが、ピコグラム単位でダメージを受ける遺伝物質 DNA を含め、人体には重大な影響を及ぼすダイオキシンも、基準以下としながらも検出されており、ゼロではありません。

石灰岩の上に構造物を建てる工事と異なるんですけども、この四国カルストを貫いた地芳峠トンネル工事でも、掘削中に計画段階でわからなかった空洞にぶつかり崩壊の危険が起こりまして、掘削工法が変更もされております。

加茂地区の候補地の下に不規則に空洞が存在していることは県も予測をしております。しかし県は、現時点で最終処分場の候補地を加茂地区に決めてボーリング調査を進め、空洞があれば、構造物の支持力を確保する工法で建設すると説明しています。

ボーリング検査を行う前に表層の検査だけで、科学的かつ合理的な視点から住民の不安の声に鑑みて、加茂の候補地が最も有力である、と表明するような根拠については、私はまだ納得しておりません。同じような見解を持たれている方がたくさんいらっしゃるかと思います。候補地として決定をし、ボーリング調査などを進めていく県の姿勢を認めるわけにはまいりません。

半永久的な安全性が求められる施設に対する加茂地区や下流域の住民の皆さんが持たれている不安に誠実に応えていくことが行政の責任だと思います。

ぜひ、県に対して、住民の皆さんがわかりやすく理解、納得できる情報をきちんと提示するとともに、ボーリング調査の結果によっては不適切な場所であると判断されることもあり得ることを県のほうにぜひ確認していただきたい。そういう声を佐川町からも上げていただきたいと思いますが、このことにかかわりまして、町長の見解を求めたいと思います。よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。橋元議員の御質問

にお答えさせていただきたいと思います。

まずは、県議会で尾崎知事の発言のありました、提案のありました内容につきましては、佐川町加茂が最有力であるという、その県の判断につきましては尊重して、佐川町としては真摯に受けとめたいとこのように考えております。

ボーリング調査をしないとわからないことがたくさんあると思われることはごもっともだというふうに思います。不安に思われている方もたくさんいらっしゃると思います。3カ所それぞれにおいてですね、ボーリング調査をすると費用的なものもかかるという判断のもと、恐らくボーリング調査をしても建設にですね不適地とはなることはないであろうという県の想定のもとに、今回最有力という判断をされていると思います。

私も建築の仕事をしてきた人間でありますから、ボーリング調査をして、結果、建物が建たなかったという話は、現に私の少ない経験の中では聞いたことがございません。県がどのようなことを考えられてるかという細かい内容につきましては、ボーリング調査に関する技術的な内容については細かく説明を受けておりませんが、きょう橋元議員の御質問もありましたので県のほうにもですね、今後しっかりと疑問の部分をですね、確認をしてきたいなというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひこう住民の声を県のほうにも届けていただいて、県内のどこかにつくっていかねばならない施設の1つとして、誰もが安心できる施設として設置がされるような方向を、ぜひ町としても、その先頭に立って進めていただきたいということをお願いして、本議会で通告した質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、1 番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

10 分間休憩します。

休憩 午後 3 時 50 分

再開 午後 4 時

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、7番、森正彦君の発言を許します。

7番（森正彦君）

7番議員の森です。通告に従い質問します。

まず最初に、次年度の予算編成方針について、お伺いします。が、その前に、昨年度、斗賀野に開所した集落活動センターとかのあおぞら、この施設が大変、予想以上によく利用されていることに驚いています。利用率70%。365日あるとしたらその260日が利用されているということでございます。その需要を見たときに、今まで、みんなどこでどうしていたんだろうと思ったりもしますが、住民が生き生きと活動しているところを見ると、本当によい施設ができたものだ感謝の気持ちでいっぱいでございます。

また、懸案のあおぞら公園のトイレも整備され、イベントのとき以外でも、時々人が来て利用しています。農家の方とか、あるいは営業の方でしょうか、そういう方が使ってくれております。みんなの税金で、地域の住民の願いがかない、楽しく暮らしていくことの条件が一つ一つ整っていくことに、政治に携わる者としてうれしく、やりがいを感じます。

また、先日の高知新聞ではですね、税の徴収が佐川町は99.0%とありました。お聞きしますと、現年では99.8%という高率であることを知りまして、これは大したもんだなあと思い、ここまで成果を上げることができたのはですね、当初に取り組まれた、この最初に取り組むというのは本当に大変なことやったと思うわけですが、当初に取り組んだ職員の御苦労と、それを引き続いてきた職員の皆さんのこのことを高く評価して感謝したいと思います。

また、その町民の納税に対する意識の高まり、これも非常に大したもんだということも感じ、うれしく思うところでございます。

反面、地方の片隅でこつこつと働いて納税をしている反面ですね、大きなところで巨額の脱税や脱税もどき、あるいは不正や無駄遣いがあることに、本当に憤りを感じるところでございます。

私たち佐川町はまじめに、おもしろく、と、まじめに、おもしろく、みんなでいい町をつくっていこうよということでやっております。来年度予算についてもですね、町民のための予算が組まれるわけでございますけれども、その次年度の予算の方針について、お伺いしたいと思います。

次年度の予算の方針についてはですね、経営理念、そういったこと、中期経営方針とか、そういったことを総務課長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。町長のほうがいいですか。それでは町長にお聞きします。よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきまして、ありがとうございます。出過ぎたまねだったかもしれませんが、御容赦をいただければなあというふうに思います。

佐川町の経営理念としましては、ここ数年ずっと同じ理念を掲げておりまして、改めてお伝えさせていただきますと、全ては佐川町を幸せな町にするため、住民の幸せのためにということを理念に掲げております。中期の経営方針としましては、人が一番の財産である。佐川町の人が生き生きと輝く町をつくる。このこともずっと変わらず掲げております。

2019年度、来年度の佐川町の経営方針としましては、第5次佐川町総合計画に基づくまちづくり、アクションプランを確実に進めていくために、主体的に、まじめに、おもしろく、考え実行し、笑顔あふれる元気で幸せな町をみんなでつくるということを掲げております。

ちなみに、佐川町役場の行動指針としまして、来年度、1つ、元気に生き生きと働ける職場にするため、働き方を改革するということが掲げております。以上です。

7番（森正彦君）

経営理念、方針、中期経営方針、佐川町経営方針については、町長に質問すべきでしたと思います。失礼しました。総務課長のほうから、平成31年度予算編成方針という通知を各課に出してございまして、その中に、行動指針というのがあります。それについてお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。行動指針としまして5つ掲げてあります。前年度と同じものもありますが、5つ、お伝えさせていただきます。

1つ目、まじめに、おもしろく、自分らしく職務に専念をする。2つ目が、笑顔で気持ちのいい挨拶をする。3つ目、相手を思いやり、優しい気持ちで接し合う。4つ目、一人の住民として地域活動

に積極的に参加する。やってみよう。5つ目は先ほどもお伝えさせていただきましたが、元気に生き生きと働ける職場にするため、働き方を改革する。この5つを、佐川町役場の行動指針として掲げていこうということで考えております。以上です。

7 番（森正彦君）

少しかみ合いが悪くていきませんが。それで、課長のほうにはですね、その前にですね、やはり、理念、方針、そういったものは変わってないということですが、やはりそれを変えずにずっと続けていくということは非常に大事なことで、そういったことで浸透していった、着実な歩みができていくと。

それから、第5次総合計画に基づくまちづくり、これを確実に前に進めていくためにということもありましたが、私たち町民として見ているなかでですね、非常に、各地区ともにですね、住民が主体的になって地域づくりを進めていっておるということは見受けられるわけです。本当に、こう生き生きと、自分たちでできることはやっていこう、あるいは楽しく暮らしていこう、きずなを深めていこう、助け合っていこうという雰囲気が出てきておりまして、本当に佐川町はいい町になっているなということを感じます。

時々町民からは日高を見てみい、と。トマトでこじゃんと売り出しゅうぞ、と。越知を見てみい。仁淀川でこじゃんと売り出すよ、という声があります。そのときに私は、そういう確かに、その目につくことも大事だけれども、そこで暮らす町民が満足する、そういう施策が非常に大事だよ、自分たちが本当によかったな、こんなに暮らせる、そのことが大事であると。

佐川町は、そのことが今、着実に前へ進んでいますよ、子育てにしても、あるいは交通弱者のぐるぐるバスにしても、あったかふれあいセンターにしても、高知県の中では非常に、そういった面の充実が図られていると思いますよということを伝えております。

本当に、町民にとって何が大事かいうところで、私はやっぱり、町政と。政治というのは見ていくものであるということで、みんなで作った総合計画が着実にですね、1つずつ前向いて進んでいくことを本当にうれしく思っております。

そこでですね、次年度が始まるにつきましてですね、次年度に予算でというたら、なかなか今の時期にはまだ査定も終わっておりませんので、新しく取り組む課題について、どんなものがあるかをお

聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。課ごとにいろいろ細かく課題を設定をしております。これは私のほうから各課に期待することということで、発信をさせていただいております。いくつも書いてありますが、その重立ったものについて触れさせていただきたいと思います。

まずはやはり、総務課の所管になりますけども、来年度、会計年度任用職員の制度が再来年から始まるということで、適切な人員配置、人員管理をですねしていかなければいけません。その取り組みを、その制度設計をですね、しっかり来年度は総務課中心になってまとめてもらうということがすごく大きなことかなあと。そのこととあわせて人材育成もしっかり、引き続き取り組んでいただくということを考えてます。

また、森議員からは、佐川町、ちょっと情報発信がへたかもしれないねと。ちょっとあんまり、外に対してPRが足りてないねというアドバイスだったかと思いますが。

広報を含めてホームページですね、情報発信については根本的に見直しをしてですね、来年度、スタートとともに始められるものは始める。来年度、途中までですね、しっかり考えて、方針を変えるというものも予定をしておりますので、情報発信と、外向けに発信するものを抜本的に見直したいと。それも、中のことをですね、足もとをしっかり固めることをやり続けてきたおかげで、外にも発信をできるという状態ができましたので、しっかりと情報発信をしていきたい。

その中でも、特に佐川町は、牧野富太郎博士のふるさとということで、まちまるごと植物園の取り組みを、牧野公園を核として今進めております。この取り組みにつきましても、少しずつ形ができ上がってまいりました。NHKの朝ドラに牧野博士を、という活動と相まってですね、佐川町といえば牧野博士。牧野博士のふるさとは佐川町ということが全国に発信していけるように取り組んでいます。

あと、観光につきましては、西森議員の御質問にもお答えしましたが、着地型の体験観光、わんさかわっしょい体験博、わんぱくを来年度も引き続き充実をさせていくということを考えております。あとは、健康福祉課の所管になりますが、地域密着型サービス事業、

事業者の選定が終わりましたので、住民の皆様も心待ちにされてる方もいらっしゃると思います。スケジュールにつきましては、事業者を選定された佐川町社会福祉協議会と協議を重ねながら、早期にですね完成をして事業がスタートできるように、来年度もしっかり取り組んで行きたいなというふうに考えております。

産業建設課につきましては、農業の担い手の育成確保、今、順調に少しずつではありますが順調に進んでおりますので、このことに重点を置きながら、しっかりと1次産業の推進を図っていききたいということとあわせて、森林環境譲与税も始まりますので、これまでの取り組みを継続をして、しっかりと、地に足の着いた林業施策、林業振興を図っていききたいというふうに考えております。

あとは教育委員会の所管事項になりますが、本年度から地方創生推進交付金を活用しまして、佐川未来学を、2年半かけて構築をしていこうということを、今年度からスタートしておりますので、検討委員会でも議論を重ねながら、子供たちの学び、また我々町民、一般、社会人もですね含めて、ふるさとに誇りを持てる、本当にふるさとのことを心から愛せる、そういう教育に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

あとは、エアコンの整備事業を確実に進めることですね。あと図書館の整備の検討もしていくと。あとは、最後にもう1つつけ加えさせていただきますと、坂本議員から健康パスポート事業の話もありましたが、やはり予防をしていくと。病気にならない、介護を必要としない、この視点での予防と、やっぱり運動、食、そのあたりが大変大切だなあというふうに思っております。

町民プールの活用を含めたですね、健康増進施策を、どのようにしていくかということを、具体的に、ハード、ソフトも含めてですね、どういう答えがあるのかと。健康がやはり幸せの1つの大きな基本になりますので、しっかりと、町を挙げて考えていきたいなあというふうに思っております。

少し長くなりましたが、これでもかいつまんで説明をさせていただきました。以上です。

7 番（森正彦君）

ありがとうございました。足もとを固めるというお話がありましたが、本当に私は、足もとを固めるというのが非常に大事だと。そして足もとを見してみる。さっきの、ちょっと続きになるかもしれま

せんけれども、斗賀野のほうで会があったときに、日高はトマトでこじゃんとやりゆうと。さっきのですが。そのときに私は、斗賀野のニラもすごいよって。

I ターン、U ターンで帰ってきて、そして立派に経営を確立しゆうと。来年もまたU ターンの方が新規就農する。そして、斗賀野へ家建ててずっと住むというところまで言ってくれゆうと。さらには、黒岩では、ショウガで非常に頑張っておられる。あるいはトマトで就農されて立派な成績を上げている方もおると。

やっぱり足もとを見たら、立派なものがたくさんあるよということ認識するっていうのが非常に大事だと思っております。やはり時代は進んできておりますので、先ほど町長が言ってくれました新しい施策、そういったものを、今までの施策に加えて進めていくことで佐川町がよりよくなっていくと思います。どうか、よろしくお願いしたいと思います。

新しい課題の中で、西森議員、坂本議員も質問しておりましたが、1 つは古い客車の件でございますが、この客車を上町に設置することに取り組みますが、その考え方、内容、手順、スケジュールについてですね、ちょっと重複する部分があるかもしれませんが、再度、確認の意味でお答え願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今、佐川町の上町地区が歴史的風致維持向上計画に基づいてですね、歴まち、歴史のまちと、あと文教のまちということで、町内外の皆さんがよく訪れてくれるようになっております。その中で、やはり課題として出るのがですね、食事をするところがちょっと少ないかなという話もあります。

その中で、今回、客車を、これまでの経緯も含めてですね、田中光顕先生のゆかりのあるものということ、佐川町にも実際に置いてあったという流れの中でですね、J R とも協議をして持ってこようという判断をするに至りました。

その過程におきましては、今、浜口邸で観光協会、運営をしておりますが、少し、まだお客さんに対する食のニーズが十分さばけてないとかですね、お土産物も増えてきた中で、なかなか物理的にももう少し拡張したいという話もあったりですね、もうトータルで、浜口邸、佐川文庫庫舎、あとその隣の土地が客車を持ってくる予定の土地になってますが、トータルでそのエリアをしっかりと観光

客に親しまれるよう、満足していただけるようなものにしていこうと。

スロープがなくてですね、文庫庫舎に、なかなか入りづらいという声もありますので、そのあたりも含めて、一体的にどういう形で整備するのがいいなのかをソフト、ハード面で考えていこうと。そのためには、客車を入れる、客車を収納するですね、建物があると、より幅広い判断ができるだろうということで、最終的にはＪＲ四国さんと協議をして、基本的に譲渡という方向性で佐川町に持ってきていたいというふうに考えております。

スケジュールとしましては、平成 31 年度、来年度に設計のほう進めまして 32 年度に工事の入札を行い、引き渡しを受けた後ですね、このサービスを開始すると。事業を開始するという予定でおります。以上です。

7 番（森正彦君）

この客車についてはですね、それは数年前のことですが、古い客車の設置については反対の意見が住民の中にも結構多くありました。そのときと、今の状況とはかなり変化していますが、状況の変化について住民がどれほど把握しているかはわかりません。

そもそもこの案件は、行政からのプランの色が濃ゆく、住民からの強い要望があったものではないというふうに私は認識しております。この案件、以前に予算設定の中で議会も承認をしています。しかし、この事業を進めるとすればですね、客車の設置をですね、より効果的にするためにも計画を十分練って、関係団体や住民にも周知して、意見を聞いて進めていくべきだと思います。

トータルで、こうこうしてやっていくと。全体として、やはり佐川の観光行政には必要だよ、それから足りない部分を補いながら、こうしていくと。そういった計画を十分に練って、そしてその計画を住民に周知するということが必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。森議員のおっしゃるように、しっかりと計画を立てて、この事業については進めていきたいと考えております。以上です。

7 番（森正彦君）

新しい事業を実施する場合、地方の町村はできる限り補助事業を

導入して、一般財源の投入を減らす、また有利な起債を利用するということが大事だと思います。

テニスコートの設置に関して、その事業総額は1億400万円程度。これはまだ確定ではないわけですが、そして補助金は、今回の補正予算で出ておりますスポーツくじの1,600万円ということで、現状では残りは一般財源ということのようです。補助率を出してみますとですね、15.3%程度となります。

今回、有利な補助事業を探した限りでは、ほかになかったということだと思いますけれども、このテニスコートに関しては、準備期間が少し短かったのではないかと、私は懸念を持っています。客車の設置に関してですね、資金のことも十分検討してですね、有利な補助事業や起債を導入すべきと思いますが、いかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この客車の移設の事業につきましては、来年度から取り組むことにしておりますけれども、現在、県のほうとですね、補助金の活用について、観光のほうのですね、施設整備の補助金のほうについてですね、協議といたしますか、来年のこういう、佐川町でこういう取り組みをとという話もさせていただいておりますので、県の補助金等の活用も検討しております。以上です。

7 番（森正彦君）

資金のこと、補助金のこと、十分研究してですね、できるだけ財政の負担が軽くなるようにしていただきたい、すべきだと思っております。

この客車の設置に関して、現地に見に行ったときにですね、観光協会の事務局長ですが、観光客が増えている、個人の観光客ですが、駐車場の要望が強いようです。観光協会の近くには駐車場がない。私もちょっと観光協会へ寄ったときに、置くところがなくて困るわけでございます。とっと遠くまで行くのはちょっと、しんどいなあということがありまして。それで、客車設置の予定地があいているのに、今、使えてない。これは使えないものだろうかという要望がありました。

また、観光客の誘致と観光振興に積極的に取り組みたいが、制約が多くてなかなか有効な手立てが実施できないという悩みをお聞きました。このことに関しては通告をしていませんので、答弁は不要ですが、せっかく有能な事務局長に来てもらっていますので、

能力を発揮していただけるようにすべきだと思いますので、お願いしておきます。

次年度の予算についてはですね、今後、道の駅、図書館等の大型事業の構想もあります。義務的経費も膨らんできていますので、なかなか困難な財政運営が強いられるとは思いますが、知恵を絞って効率的な経営ができるよう予算編成に努力していただくようによろしくお願いします。この質問は以上で終わります。

次に、あったかふれあいセンターの給与改善についてお伺いします。

この質問は、9月でも、坂本議員とともに質問しているものですが、今回特に、次年度から改善すべきという内容で通告書を提出しています。

9月議会での答弁で、基本的には2020年度からの会計年度任用職員制度の実施にあわせて検討し、整備する。しかし、各課からの要求の中で、必要に応じて柔軟に対応できることも考えられる、と総務課長の答弁がありました。田村健康福祉課長は、課の中で方向性を出して総務と話していくという形をとらせていただくという答弁でございました。堀見町長は、2019年度の予算の査定に合わせて、急ぎ検討が必要と思われる職種、と思われる人に関しては、しっかりと協議検討して決定したいと思っている、と答弁しています。

この答弁をまとめると、健康福祉課の中で方向性を出すことがポイントとなるわけですが、次年度、改善する必要があるとお考えでしょうか。お伺いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。森議員から、9月と今回の定例会で御質問のありました、あったかふれあいセンター職員の賃金の見直しについては、9月議会で答えましたとおり、役場で働く専門職の比較やバランスを考えて見直しを行うということで取り組みをしています。

まず、あったかふれあいセンターのスタッフにつきましては、役場の臨時職員の賃金を基本としていますので、こちらにつきましては平成32年度から実施されます会計年度任用職員制度とあわせて見直しを行うようにしております。

コーディネーターの賃金については、先ほど議員さんのほうからありましたが、課の中で方向性を示してというようなところの中でですね、12月の中旬に開会されます庁議の中でですね、協議をする

予定となっています。見直しが行われたらですね、平成 31 年度から新しい賃金ということになるようになっていきます。以上です。

7 番（森正彦君）

ちょっと聞き逃したかもしれませんが、臨時職員の件についてはよくわかりましたが、そのコーディネーターについて、必要性があるというふうに捉えておるかどうかの答えが、どうでしたかね。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。コーディネーターの賃金等につきましては、あったかふれあいセンターをですね、県内で実施しているところが 48 カ所のうちですね、31 カ所が社協。そのほかが N P O 法人なんかに委託しているんですが、そういったところの賃金をですね、見て、佐川町と比較をしたときにですね、必要性があるというなかでですね、今回、見直しをしたいというなかで、12 月の中旬にですね、庁議に上げるようにしています。以上です。

7 番（森正彦君）

他のあったかふれあいセンターの状況を見てと。その数字はもう把握しておると思いますが、もう一度確認します。把握しておりますか。

健康福祉課長（田村秀明君）

済みません、金額について把握してるかというのは、委託先の金額ということでよろしいでしょうか。

直近のですね、金額っていうのはないんですが、県のほうに問い合わせたらですね、2 年前に調べたものがあります。これについてはですね、社協に委託したもの、それから N P O 法人に委託したもの、N P O 法人もですね、社協のほうもそれぞれ、コーディネーターについては正規の職員であったり臨時であったり、またスタッフも同じように正規であったり臨時であったりというような、それぞれの平均をですね調べて、今回ですね、ちょっと庁議のほうで諮るようにはしております。以上です。

7 番（森正彦君）

それによって必要性があると思うのであれば、庁議へ提案をして、庁議で諮ってもらおうということですかね。

健康福祉課長（田村秀明君）

済みません、先ほちょっと言い忘れたんですが。近隣のですね、その委託先のことであったりですね、それから今回はですね、その

経験年数によることを考慮した金額、要するにですね、ある一定ですね、年数を重ねることによってですねスキルも上がるという部分、そういったことをですね、考えて、全体的に、今、最終の案を大体、課内でつくったというような状況です。

7 番（森正彦君）

経験年数ということも勘案するということで、何年、そういう方向はある程度、よろしいかと思いますが、この経験年数の数え方も、佐川町だけで判断するのか、以前に勤務していたところも加算するのか、あるいはその似た職種、あるいはそれなりの資格を持っている方、そういったことも同様に扱う可能性があるかどうかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。賃金の勘案についてはですね、よそのところとの比較をどうするかというような御質問であったと思うんですが、これについてはですね、よそのところということじゃなしにですね、町の中では決めていくようになるんですが、最終的にですね、一応、健康福祉課で案をつくってもですね、最終的に決める場というのは庁議の中になりますので、そこで、どういった金額になるかというのはですね、最終的な数字が上がってくるようになります。

ほかの職種と比べてというような御質問もありましたが、あったかふれあいセンター事業のですね、委託なんかについては県の要綱がありまして、コーディネーターとスタッフのですね、業務内容というのがありまして、これにつきましてはコーディネーター、スタッフともにですね、ベースとしては必要な資格はありませんが、小規模多機能型支援拠点であるあったかふれあいセンターの業務内容は常に人相手が多岐にわたっており、コーディネーターは県が開催します研修会に必ず受講することになっているとか、それからまたコーディネーターにつきましては、スタッフを統括して関係機関のネットワークの構築、地域での話し合いの仕組みづくりなどを推進行うことなど、責務が重大になってます。

スタッフの位置づけとしましては、基本機能をですね、実施するための職員ということになっておりまして、そのような位置づけの中からですね、多くの市町村が臨時職員の賃金をもとにしているというような実態があります。以上です。

7 番（森正彦君）

必要性があると感じているのか、普通に臨時職員をもとにして考えるのか、何ともよくわかりませんが、このまま健康福祉課長とやりとりしても時間の経過で結論がなかなか出せる問題、出していたきたいですけれども、総合して必要があると感じているということとして結果を期待したいと思います。

正職員の皆さんには、臨時職員の苦しみがなかなかわかりにくいことなんではないかと思います。臨時の職員さんは、給料をもらったときやボーナスの支給日に、「こんなに頑張っているのに、苦勞しているのに、この格差はなんだろう」とか、「私の仕事の対価はこの程度なのか」と考えると、心が折れそうになる」と言います。やはり、必要なことについては、やっぱり必要だと思います。

この質問はあったか職員の給料についてと通告しておりますが、臨時の保育士にも当てはまります。保育士の臨時職も、クラスを持たされ責任を持って仕事をして、さらに何年勤めても賃金は変わらず、同年代の正職員とは格差がだんだん開いていく。特にボーナス時に、正職員が、うれしいですから何気なく、ボーナスをもらったなら何々を買おうとか漏らしたときにですね、本当に辛い、とか言っていました。

賃金の状況等は、前回、資料も渡してありますし、申し上げましたので、今回は特に申しませんが、あったかふれあいセンターの職員や臨時保育士等の給与を会計年度の制度を待たずに、次年度から改善すべきだと、重ねて指摘しておきます。

次に、町民プールの運営について、お伺いします。

この件につきましても、9月定例会で坂本議員が質問していますので、細かい内容は省きますが、私は、以前から町民プールの指定管理については、委託料ゼロ、利用料だけの運営ということには無理があると思っていました。

しかし、今まで、業者の努力で町民の健康増進やスポーツ振興に寄与していただけてくれました。このことには感謝しているわけでございます。しかし、今後、少子高齢化、人口減少、特に人口減少の中では、現状での委託制度には無理があるのではないかと思います。

ここです、現状、プール、サウナ、利用者の数と、前年対比の数字をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

教育次長（片岡雄司君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。利用状況につきましては、プールの利用状況、本年度の４月から９月までの比較となりますが。今年度、プールの利用者数は５,５９１人で、昨年度の同時期が６,９２４人となっておりますので、約１,３００人減少となっております。

また、スイミングスクールにつきましてもですね、昨年度月平均３００人となっております、本年度９月までの実績で月平均２７０人となっております、会員制につきましても、若干ではありますが減少している現状となっております。以上です。

７番（森正彦君）

プールの利用、スイミングスクール、ともに減少をしておるわけですね。９月定例会の後でですね、教育委員会のほうで運営する会社の責任者と面談をして、サービスの改善を申し入れたようですが、その後、サービスの向上は図られているかの確認はされたでしょうか。お伺いします。

教育次長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。９月定例会以降のサービスの向上につきましては、指定管理者の代表者また従業員とも話し合いを行いまして、指摘のありました接遇や施設管理につきまして協議し、改善に努めており、その後の苦情につきましては少なくはなっております。

また今後も引き続き、指定管理者と定期的な協議を実施しながら、快適に利用していただける施設となるように取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

７番（森正彦君）

御苦勞様でございます。相手のあることで、なかなか一朝一夕にはいかないと思いますが、数字でも出ていましたし、私の聞くところによると、利用者の復元にはまだ遠い状況のようであります。

ここが大変重要なところでありまして、利用者の数の回復がないとですね、経営は大変苦しくなると思います。赤字になりかねません。そこで収支を合わそうとすると、どこかにひずみが生じてきて、サービスの低下ということになりかねません。そうするとまた、利用者の数の回復に支障を来すという悪循環に陥る可能性があります。

今回の質問の要旨はですね、町民プールの指定管理の制度には無

理があるのではないかということです。町民の健康増進、スポーツ振興のために設置された施設を継続していくには、プールの指定管理の制度を見直すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。平成 15 年からですね、指定管理者の制度がスタートをして、町民プールにつきましては平成 18 年から指定管理ということで運営をしてきております。

現時点では、指定管理者による管理をですね、見直すということは考えておりませんが、今後、いろいろな形態があるかもしれませんので、いろいろ情報を集めながらですね、すぐに結論を出すというのはなかなか難しいと思いますが、佐川町の町民の皆さんにとってですね、どういう形が一番いいのか、どういう形がみんなが幸せでですね、健康増進が図れるかという、この視点を大事にしながら、ちょっと勉強していきたいなあとというふうには思っております。

ただ、なかなかすぐには答えが出せないかもしれませんので、御理解をいただければというふうに考えております。以上です。

7 番（森正彦君）

ありがとうございます。町長の言われるように、まだ契約の途中でありますので、すぐ、どうこうということにはならないと思いますが、現状の制度では継続が困難になるのではないかということをお大変危惧しています。これを当初設置の目的、それが達成できるように、町民の皆さんの健康増進、スポーツ振興、それが図れるように、さらにそれが継続していく形、システムを、形をやっぱり、どうつくり上げていくかというのが、今後の大きな課題になると思いますので、どうも今のままでは、私はだめだと思いますので、そのことの研究、検討が必要であるということを指摘しておきたいと思っています。

以上で、今定例会での質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、7 番、森正彦君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議を、11日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後4時45分